

第3期御浜町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

御浜町

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間.....	3
4. 計画策定体制と経過	3
5. 計画策定にあたって踏まえるべき事項	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 御浜町の子どもをめぐる状況	5
2. 第3期御浜町子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析	13
3. 御浜町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 計画の基本方針.....	29
2. 基本的な視点.....	29
3. 教育・保育提供区域の設定	30
4. 施策の体系.....	31
第4章 子ども・子育て支援の施策展開	32
基本目標1 子どもがのびのび育つ環境づくり.....	32
基本目標2 いきいきと子育てできる環境づくり	36
基本目標3 誰もが安心して生活できる環境づくり.....	41
第5章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制の確保	44
1. 教育・保育事業等の提供区域.....	44
2. 子ども人口の推計	44
3. 教育・保育事業の提供体制の確保及び実施時期	46
4. 地域子ども・子育て支援事業の確保内容及び実施時期	49
5. 教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	55
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	55
第6章 計画の推進体制.....	56
1. 計画の推進体制.....	56
2. 計画の評価・検証	56
資料編	57
1. 御浜町子ども・子育て会議設置要綱	57
2. 御浜町子ども・子育て会議委員名簿	59

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化がますます進行しており、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回りました。国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した推計では、出生数が80万人を下回るのは令和15年と予測されており、予測以上の速さで少子化が進行している状況がみられます。

国においては、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

中でも、全国的な課題となっていた保育所などに入れなかった待機児童については、「子育て安心プラン」（平成29年6月）等に基づき保育の受け皿の整備が進められた結果、令和5年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されました。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流や交友機会の激減は、子どもや子育て世代の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

このように、子どもや子育て世帯を取り巻く状況の厳しさが増す中で、様々な困難や課題に対応するため、令和4年6月には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記されました。また、令和5年4月には「こども家庭庁」が設立されるとともに「こども基本法」が施行され、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、より一層の子ども・子育て支援の充実が図られています。

このような状況の中、御浜町では、平成27年3月に「御浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期御浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、子育て支援室おひさままでの常駐保育士による子育て相談や病後児保育、子育て支援室内の「ファミリーサポートセンター」開設、育児用品お届け事業「おひさま定期便」を開始するなど、子どもや子育てを支える体制の充実を図ってきました。

このたび、「第2期御浜町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、御浜町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、新たな課題への対応を含め、子どもや子育ての一層の充実を図るため、「第3期御浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、御浜町総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけます。

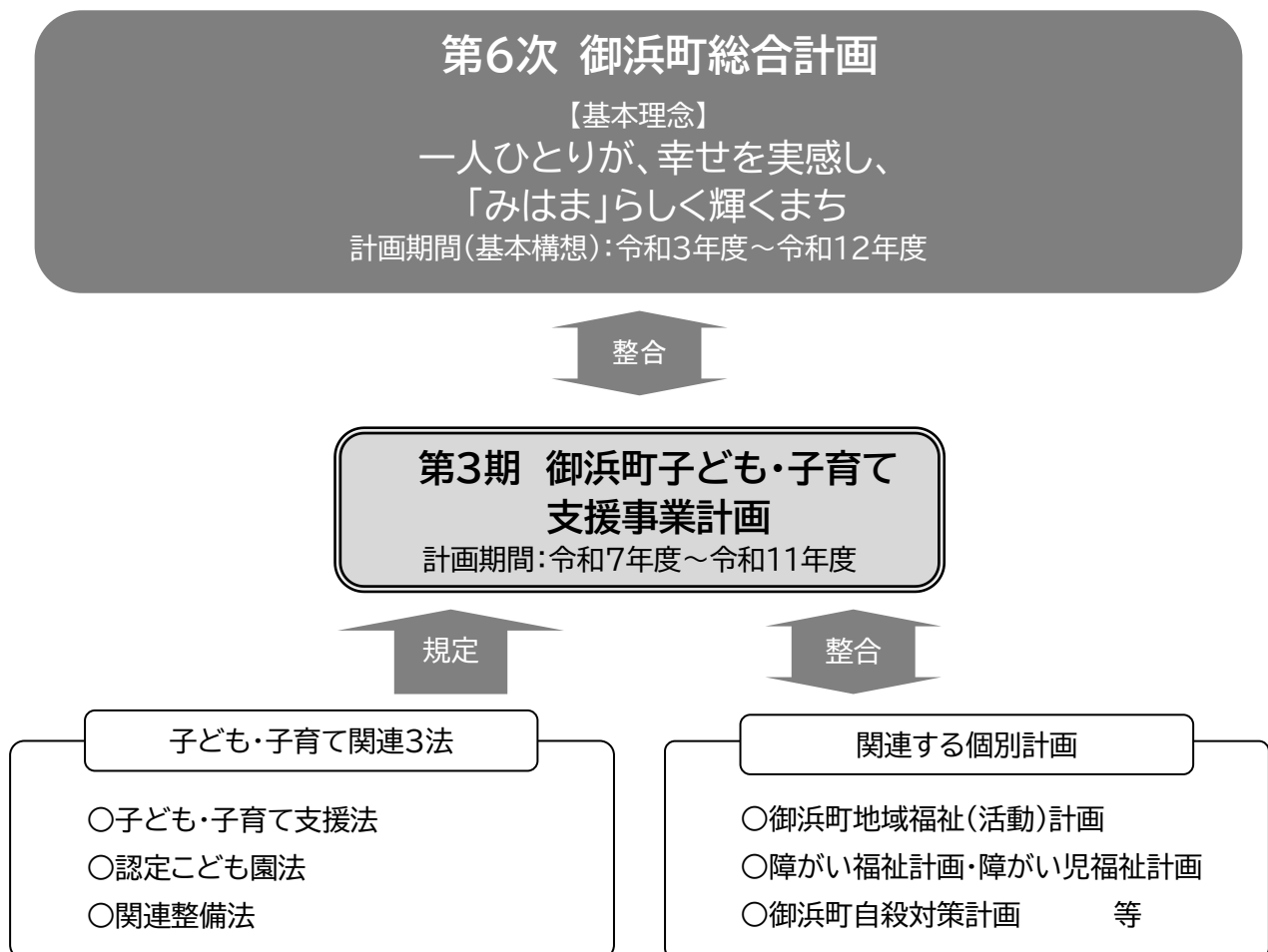
また、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、特に妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、「子ども・子育て支援法」が定める就学前の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

御浜町の最上位計画である御浜町総合計画をはじめ、御浜町地域福祉（活動）計画等との整合を図ることとします。



3. 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。そのため、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期計画期間									
					第3期計画期間				

4. 計画策定体制と経過

(1) 保護者ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者160人、小中学生・高校生の保護者467人を対象として、「第3期御浜町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 小学校5・6年、中学生を対象とするアンケート調査の実施

子ども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、小学校5・6年と中学生の324人を対象として、子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

(3) 「御浜町子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、御浜町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「御浜町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和7年2月12日から令和7年2月25日にかけて、本計画の素案を町役場等の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募ります。

5. 計画策定にあたって踏まえるべき事項

「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」について

「児童の権利に関する条約」は、国連で1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された条約です。

この条約の中では18歳未満を「児童」と定義し、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が示されています。

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、6つの基本理念が定められています。

本計画においても、「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」の内容を踏まえ、こどもが大切にされ、愛され、保護されるまち、親子が安心して幸せに暮らせる、地域で子育て世帯を見守り支える、「こどもまんなかのまち」の実現を目指すものとします。

「こども基本法」の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

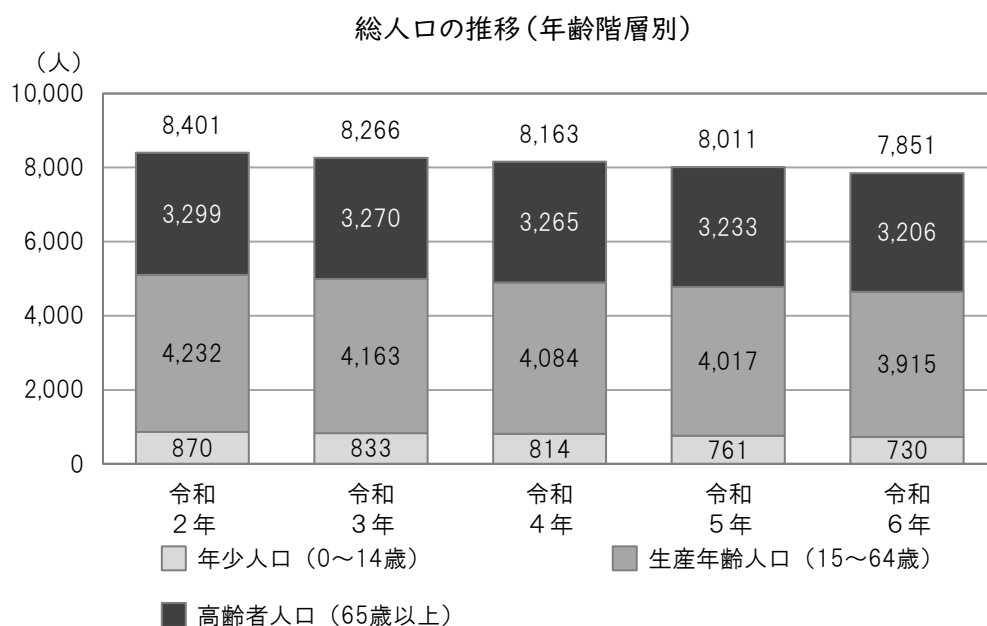
資料：こども家庭庁

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 御浜町の子どもをめぐる状況

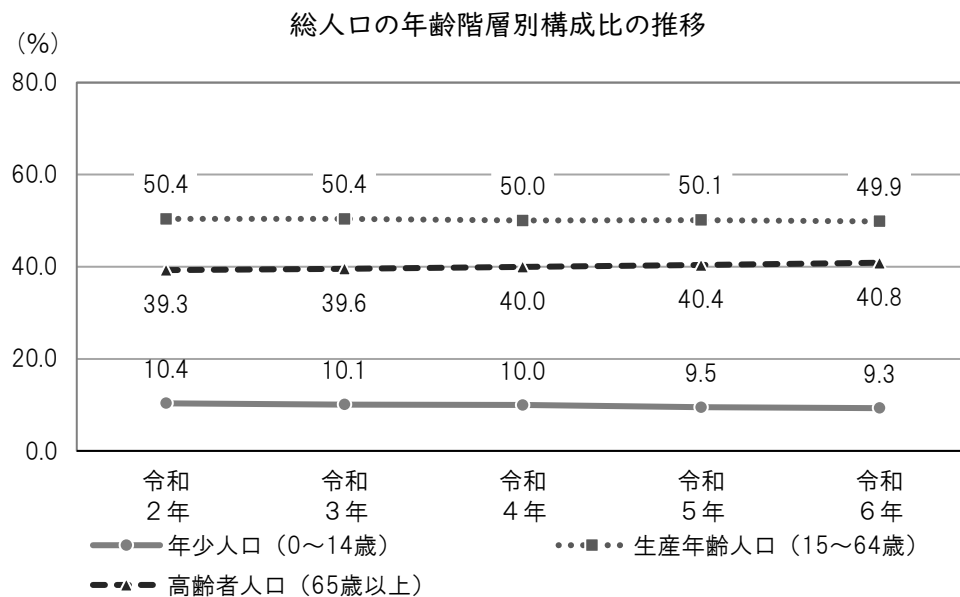
(1) 総人口の推移

御浜町の総人口は一貫して減少傾向にあります。令和2年には8,401人でしたが、令和6年には8,000人を割り込み、7,851人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

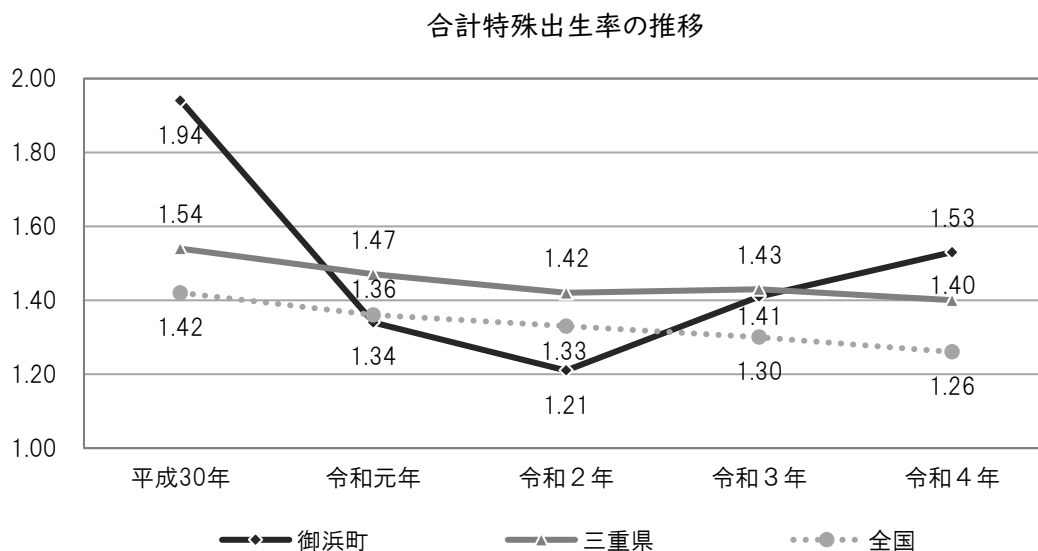
年齢階層別の構成比をみると、年少人口と生産年齢人口が毎年少しずつ減少していくのに対して、高齢者人口が少しずつ増加する少子高齢化が進行しており、令和6年の高齢化率は40.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 合計特殊出生率の推移

御浜町の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの人数）は、令和元年（1.34）に大きく減少しましたが、令和3年（1.41）に増加に転じました。近年は、国や三重県では減少しているのに対し、御浜町では増加する傾向がみられます。

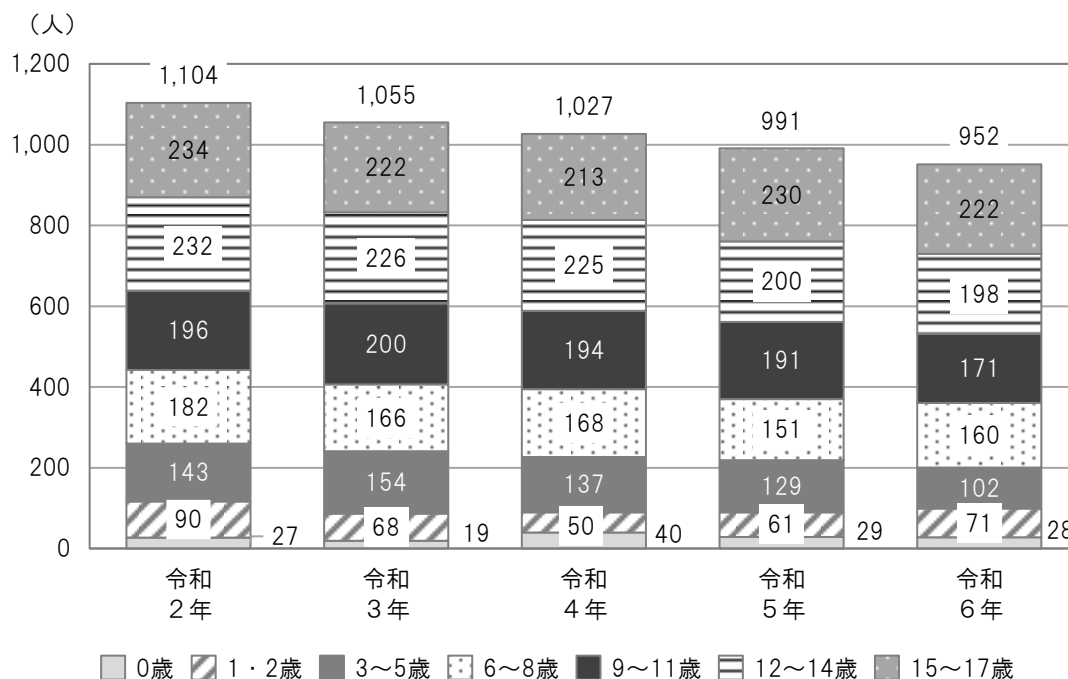


資料：人口動態統計（三重県・全国）、御浜町役場（御浜町）

(3) 0～17歳人口の推移

御浜町の0～17歳の子どもの人口は減少傾向が続いており、令和5年に1,000人を割り込みました。令和6年は952人となっています。

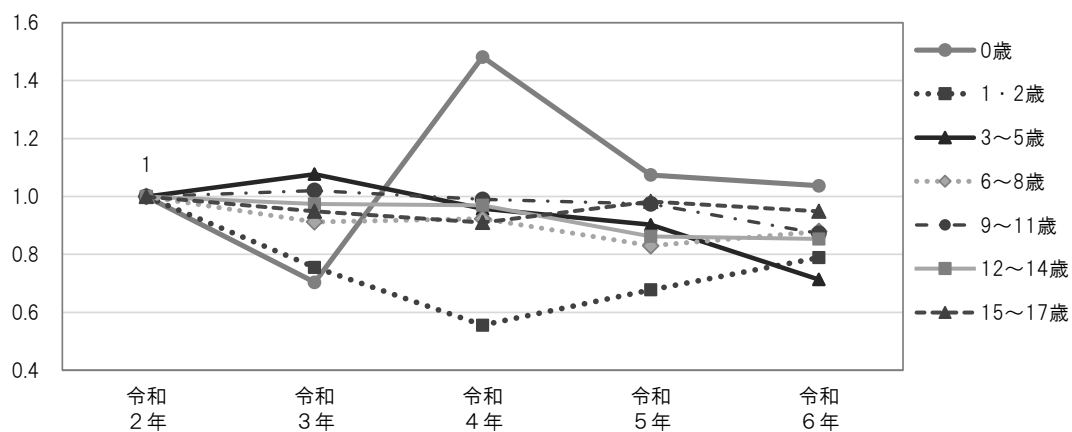
0～17歳人口の推移（年齢階層別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

令和2年を1としたときの人口の比率は、令和6年には0歳を除き、すべての年齢階層で1を下回っています。特に3～5歳は0.7となっており、減少が顕著です。

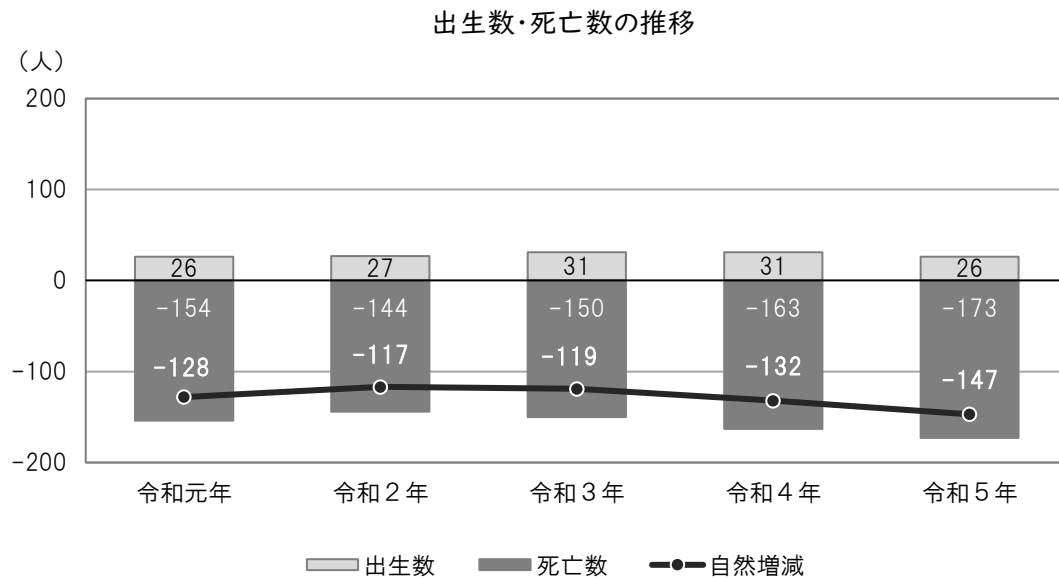
0～17歳人口比率の推移（年齢階層別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 出生数・死亡数の推移

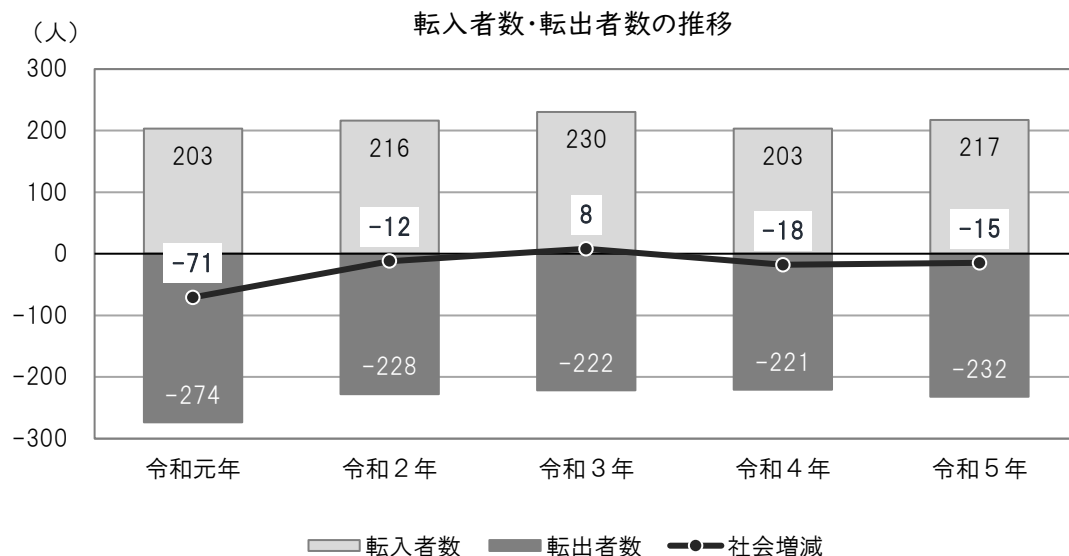
出生数・死亡数の推移をみると、出生は令和元年以降20人台後半から30人台前半の範囲で大きな変化はみられません。一方、死亡は令和2年にいったん減少したものの、令和3年以降は再び増加に転じています。出生数から死亡数を差し引いた自然増減は、一貫して100人を超える減少を示しており、令和3年以降減少数が拡大する傾向がみられます。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(5) 転入者数・転出者数の推移

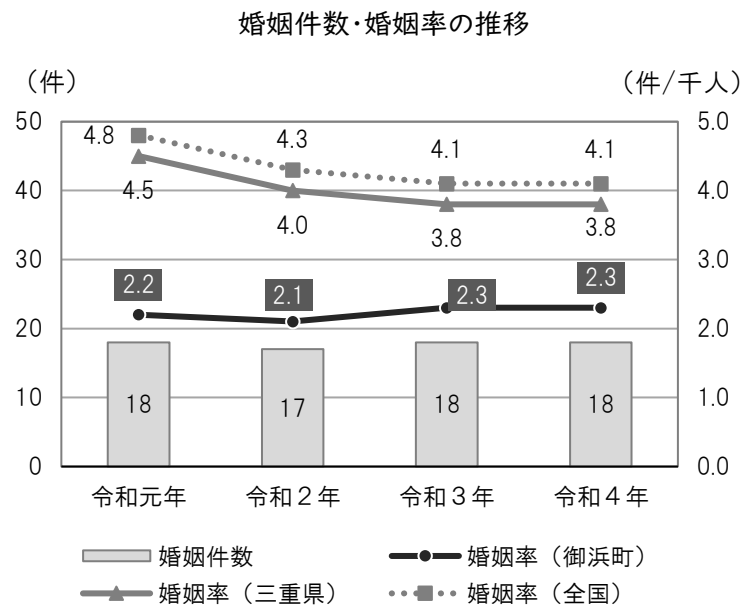
転入者数・転出者数の推移をみると、転入は令和元年以降200人から230人の範囲で大きな変化はみられません。転出も、令和元年を除き、220人から230人の範囲で推移しています。転入と転出の差し引きをみると、令和3年にいったん転入が上回りましたが、令和4年以降は再び転出が転入を上回る転出超過となっています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

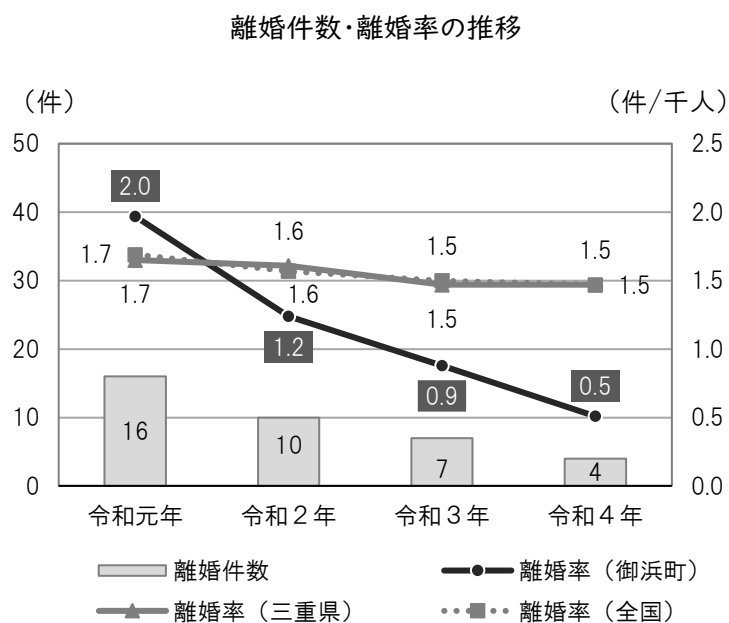
(6) 婚姻数・離婚数の推移

婚姻数の推移をみると、令和元年以降20件以内で推移しており、大きな変化はみられません。婚姻率は、全国や三重県と比較して低い傾向が続いています。



資料：三重県人口動態統計表（全国の数値は総務省人口動態統計）

離婚数の推移をみると、令和元年以降、減少する傾向が続いています。離婚率は、令和2年以降、全国や三重県と比較して低い傾向が続いています。

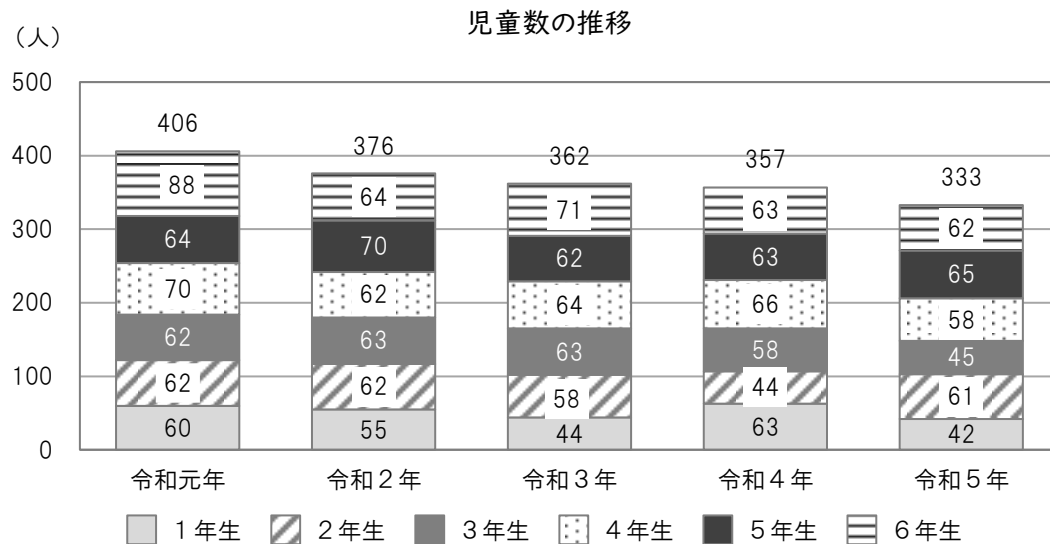


資料：三重県人口動態統計表（全国の数値は総務省人口動態統計）

(7) 児童数・生徒数の推移

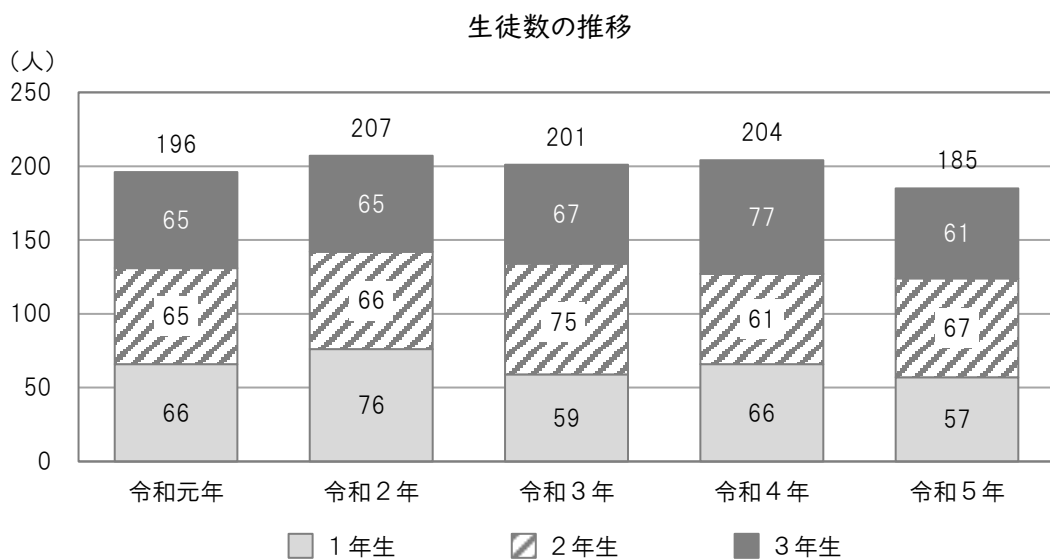
児童数（小学生）の推移をみると、令和元年以降、減少する傾向が続いており、令和5年には333人となっています。

令和5年と令和元年の各学年の児童数を比較すると、1年生、3年生、4年生で10人以上、6年生で26人減少しています。



資料：学校基本調査

生徒数（中学生）の推移については、令和5年と令和元年の児童数を比較すると、1年生で9人減少しています。

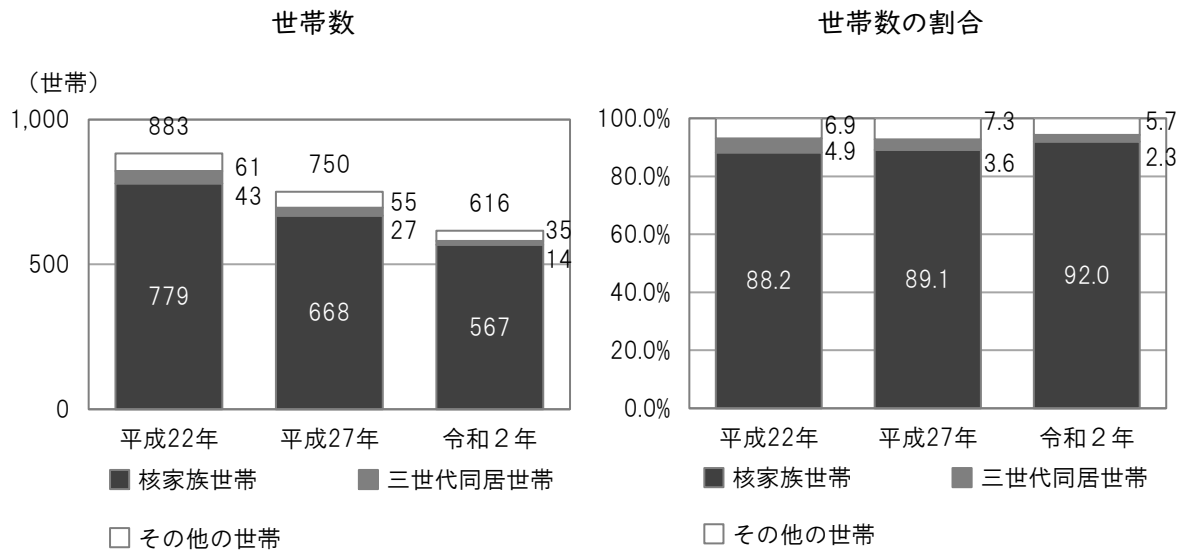


資料：学校基本調査

(8) 世帯構成の推移

18歳未満の子どものいる世帯数は減少を続けています。世帯構成の推移をみると、平成22年以降、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しており、令和2年には92.0%となっています。

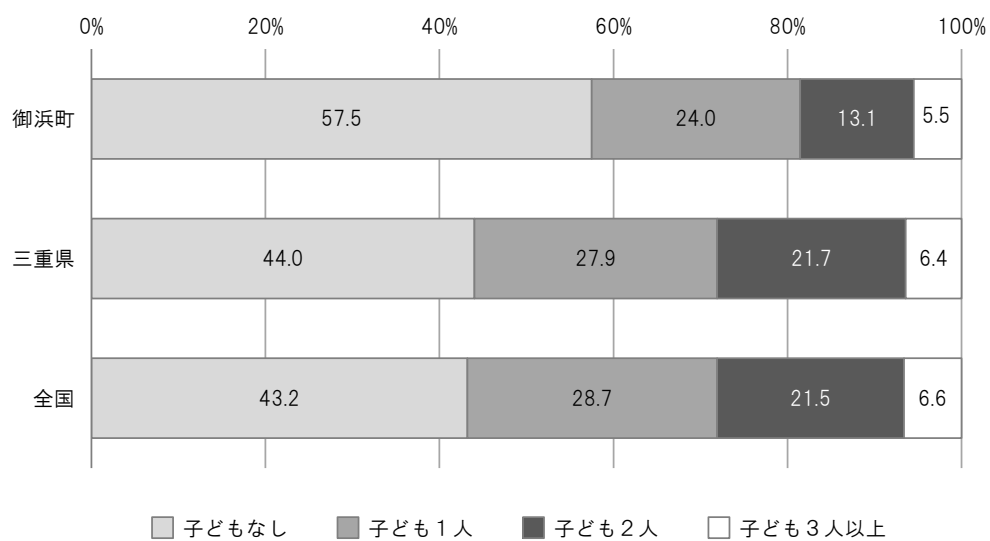
18歳未満の子どものいる世帯数



資料:国勢調査

世帯における子どもの人数の割合を国・県との比較でみると、子どもなし世帯の割合が高く、令和2年には57.5%となっています。

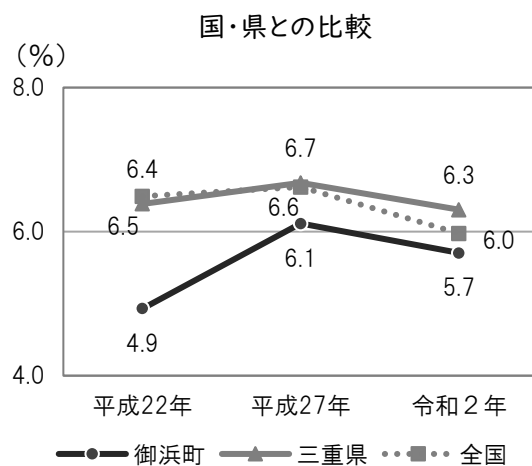
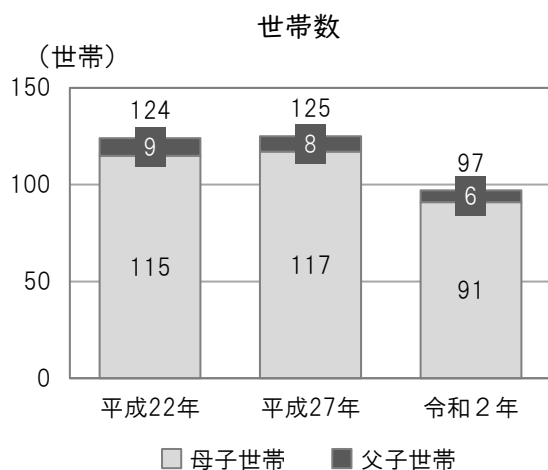
世帯における子どもの人数の割合(国・県比較) ※令和2年



資料:国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯が平成27年に比べて令和2年に減少しており、91世帯となっています。ひとり親世帯数の割合を国・県と比べると低い数値となっており、令和2年では5.7%となっています。

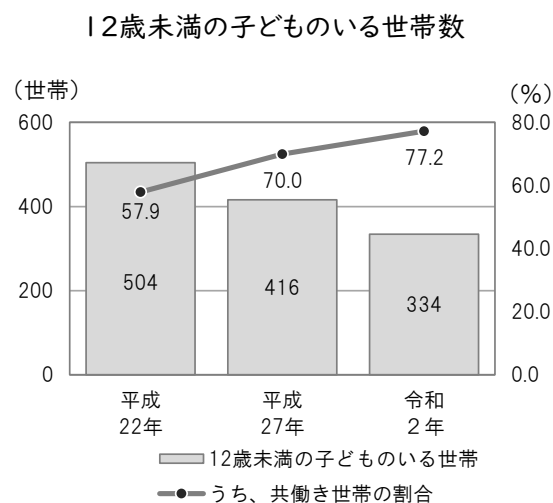
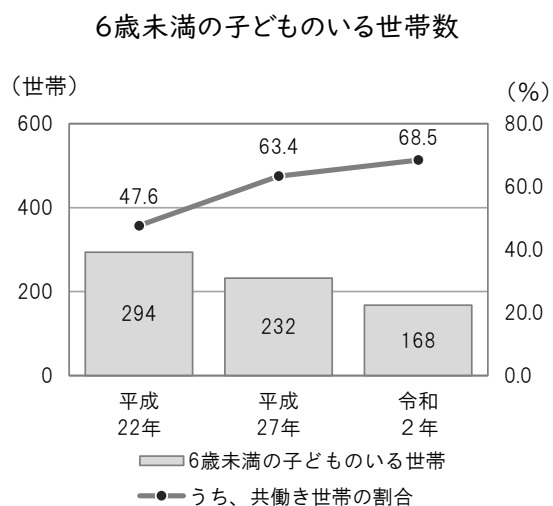
ひとり親世帯数の推移



資料:国勢調査

子どものいる共働き世帯の推移をみると、世帯数は減少しているものの、割合は顕著に増加しています。6歳未満の子どものいる世帯では68.5%が、12歳未満の子どものいる世帯では77.2%が共働きとなっています。

子どものいる共働き世帯数の推移



資料:国勢調査

2. 第3期御浜町子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

(1) 調査の目的

幼児期及び就学後の学校教育・保育や子育て支援の需要を踏まえた第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、子育ての実態や認定こども園・小規模保育所の利用意向や御浜町が実施する様々な子育て支援サービスの利用意向を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象

- ① 御浜町に居住する就学前児童の保護者 160 人(悉皆調査)
- ② 御浜町に居住する小中学生・高校生の保護者 467 人(悉皆調査)
- ③ 御浜町に居住する小学校5・6年、中学生 324 人(悉皆調査)

(3) 調査期間

令和6年8月 30 日(金)～令和6年9月 13 日(金)

(4) 調査方法

- ①② 郵送配布、郵送回収またはウェブ回答(ウェブ回答には調査票にURLと二次元コードを記載した。)
- ③ 学校タブレット端末によるウェブ回答

(5) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	160	69	43.1%
小中学生・高校生の保護者	467	195	41.8%
小学校5・6年、中学生	324	283	87.3%

(6) 調査結果の表示方法

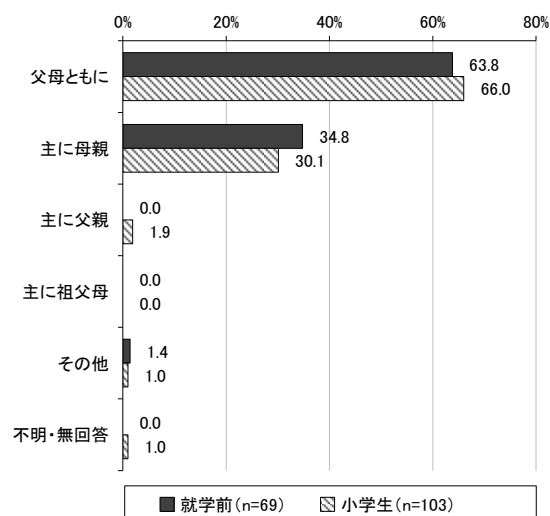
- 設問ごとの集計母数はグラフ中に「n=***」と表記しています。
- 集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が 100.0%にならない場合があります。また、2つ以上の選択肢を集約した項目の割合が、選択肢ごとの割合の合計と一致しない場合があります。
- 複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常 100.0%にはなりません。

(7) 調査結果の概要(就学前児童の保護者、小学生以上の保護者)

① 子育ての状況

子育てを主に行っている人(単数回答)

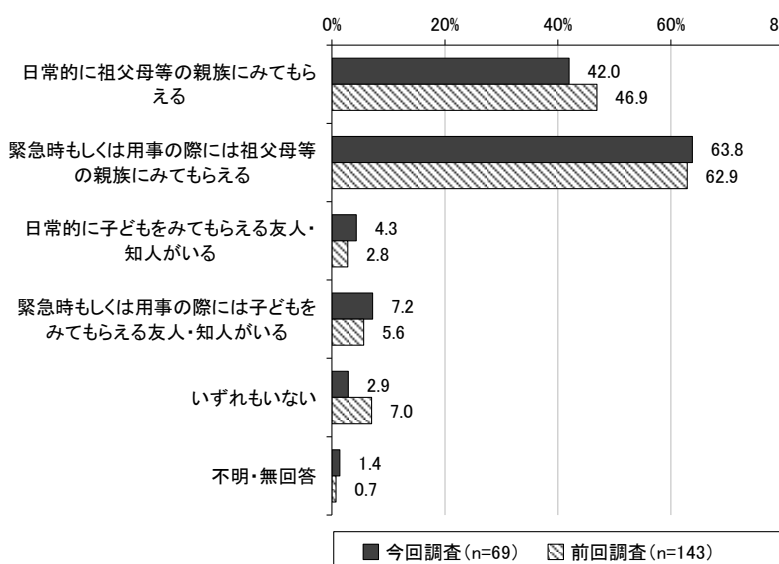
子育てを主に行っている人についてみると、就学前、小学生ともに、「父母ともに」が6割台と最も高く、次いで「主に母親」が3割台となっています。



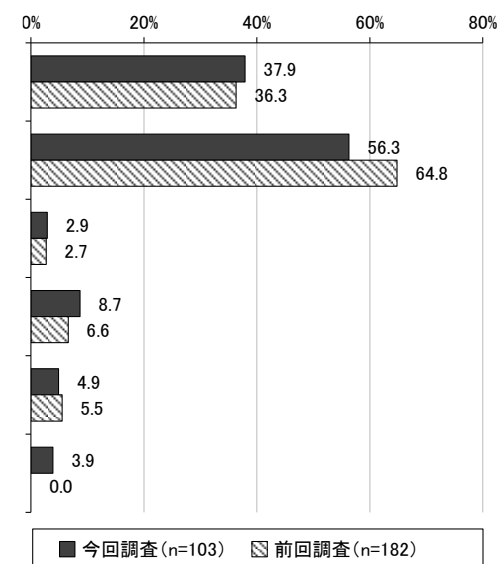
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について前回調査と比較すると、就学前では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4.9ポイント減少しています。小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が8.5ポイント減少しています。核家族化等の進行により、祖父母等の親族に頼りにくい状況の方が増えている可能性があります。

◆就学前



◆小学生

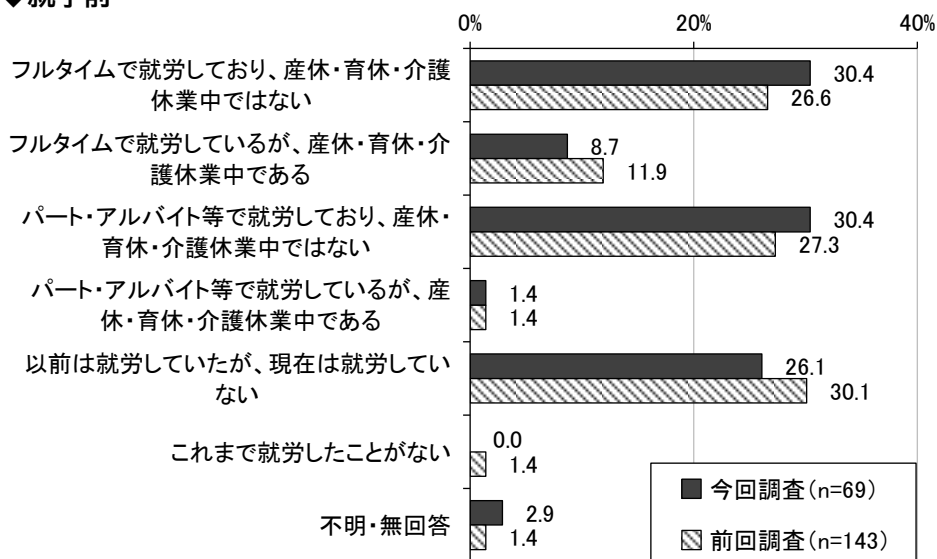


② 就労の状況

【母親】保護者の現在の就労状況（単数回答）

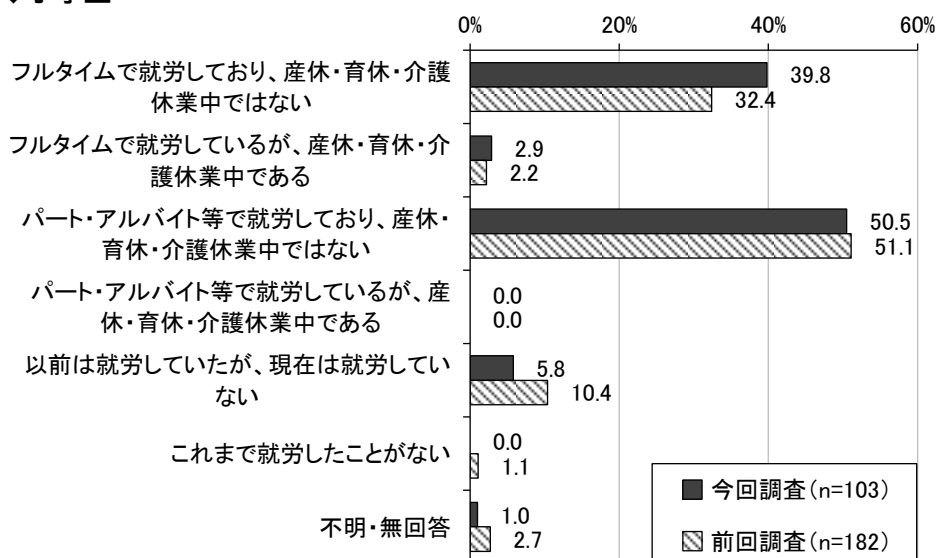
母親の現在の就労状況についてみると、就学前では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.4%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、大きな変化はありません。

◆就学前



母親の現在の就労状況についてみると、小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.8%となっています。前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が7.4ポイント増加しています。

◆小学生

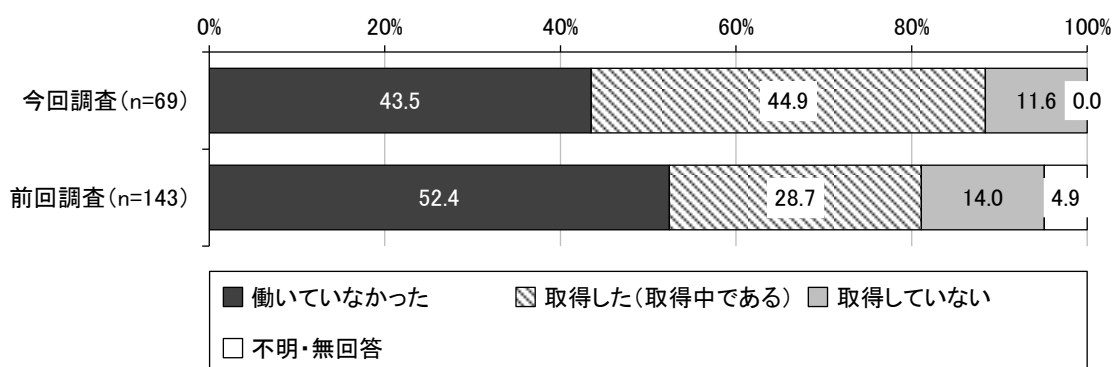


育児休業取得状況(単数回答)

お子さんが生まれた時、母親が育児休業を取得したかについては、「取得した(取得中である)」が44.9%と高く、次いで「働いていなかった」が43.5%、「取得していない」が11.6%となっています。

前回調査と比較すると、「働いていなかった」は8.9ポイント減少し、「取得した(取得中である)」は16.2ポイント増加しています。

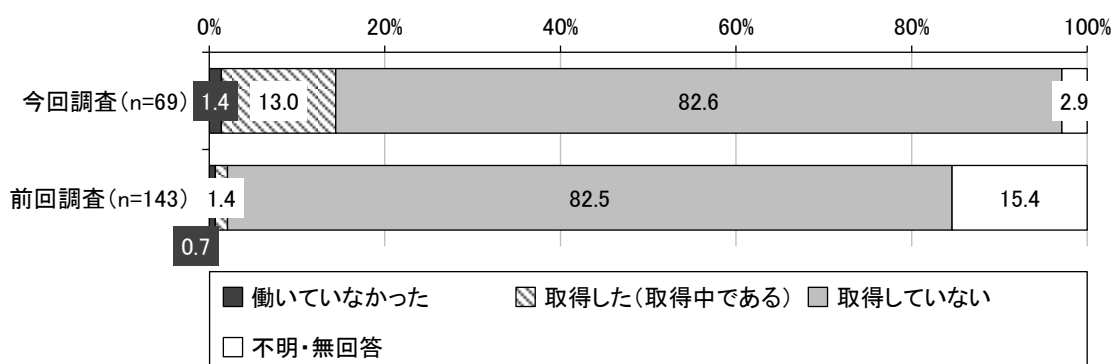
◆就学前【母親】



お子さんが生まれた時、父親が育児休業を取得したかについては、「取得していない」が82.6%と高く、次いで「取得した(取得中である)」が13.0%、「働いていなかった」が1.4%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」は11.6ポイント増加しています。

◆就学前【父親】



③ 教育・保育の利用状況、希望

【教育・保育未利用者】「こども誰でも通園制度」利用意向（単数回答）

「こども誰でも通園制度」の利用希望については、「利用したい」が72.7%、「利用しない」が9.1%となっています。

年齢別の回答状況は以下の通りです。0歳の保育未利用者の71.4%が「利用したい」と回答しています。

◆就学前

上段:度数 下段:%	利用したい	利用しない	不明・無回答
全体(n=22)	16 72.7	2 9.1	4 18.2
0歳(n=14)	10 71.4	1 7.1	3 21.4
1歳(n=4)	4 100.0	0 0.0	0 0.0
2歳(n=2)	1 50.0	0 0.0	1 50.0
3歳（年少）(n=1)	1 100.0	0 0.0	0 0.0
4歳（年中）(n=0)	0 0.0	0 0.0	0 0.0
5歳（年長）(n=1)	0 0.0	1 100.0	0 0.0

【教育・保育利用者】現在利用している教育・保育事業（複数回答）

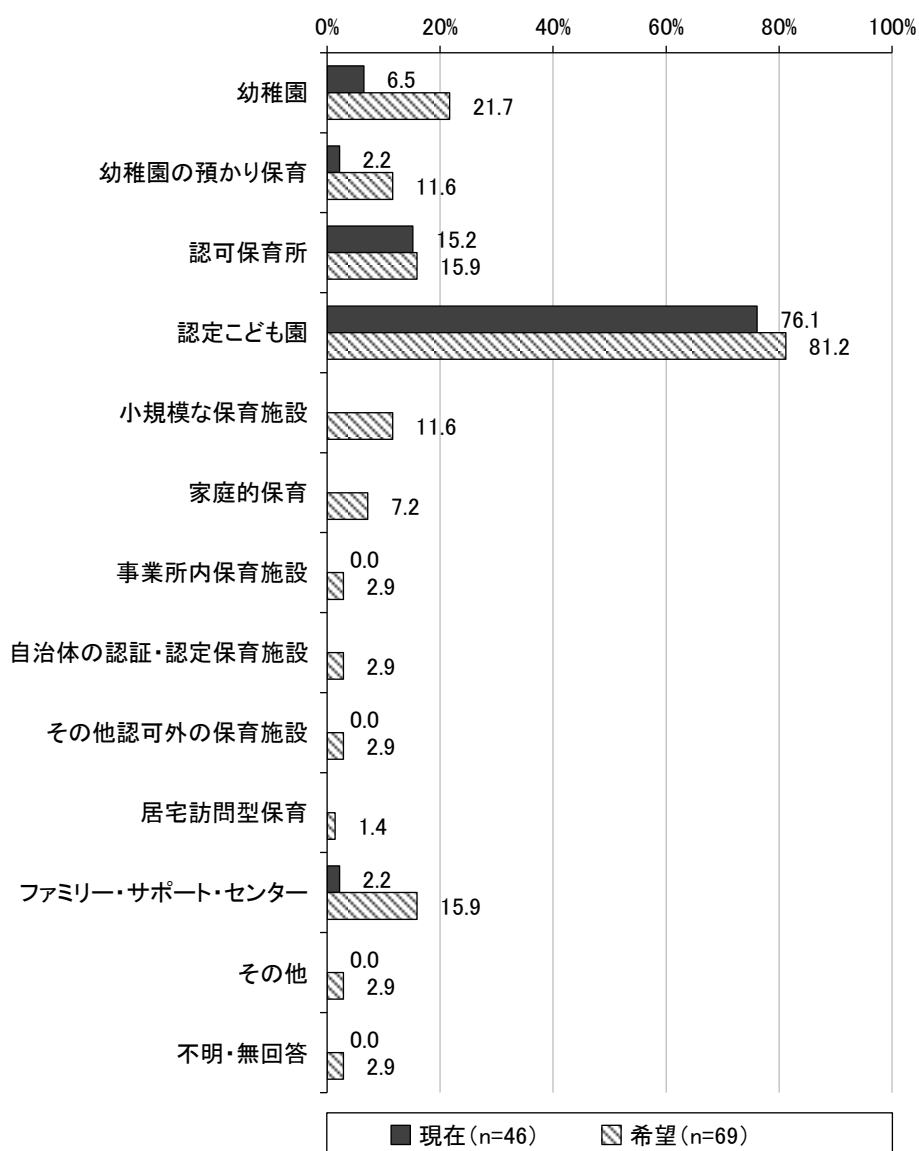
今後利用したい教育・保育事業（複数回答）

平日の教育・保育事業の利用状況（「現在」）については、「認定こども園」が 76.1%と最も高く、次いで「認可保育所」が 15.2%、「幼稚園」が 6.5%となっています。

定期的にご利用したいと考える事業（「希望」）については、「認定こども園」が 81.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が 21.7%、「認可保育所」及び「ファミリー・サポート・センター」が 15.9%となっています。

現在と希望を比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」で『希望』が 10 ポイント前後高くなっています。

◆就学前

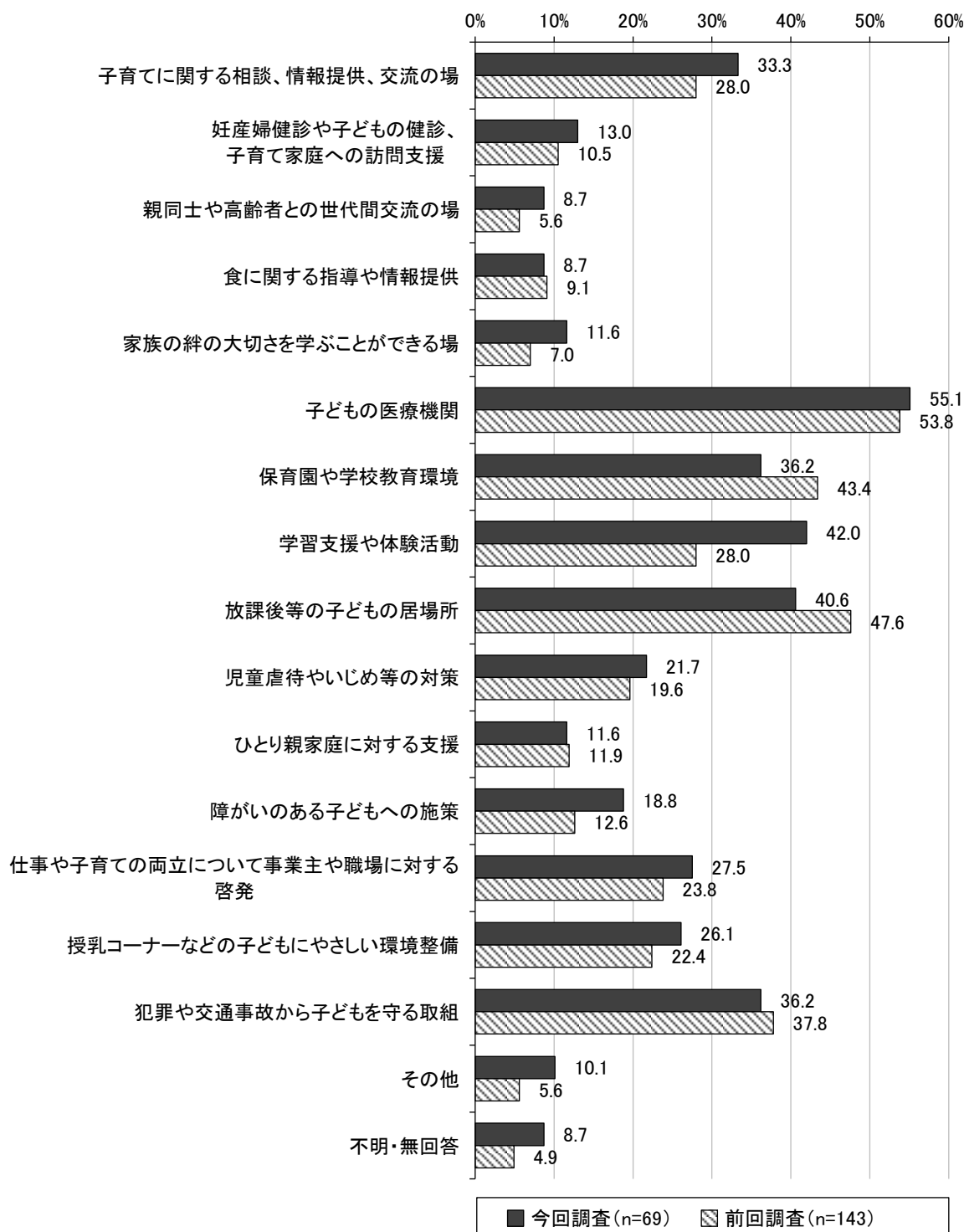


④ 子育て、教育全般に関する今後の希望

御浜町に対して、どのような子育て支援の充実を希望するか（複数回答）

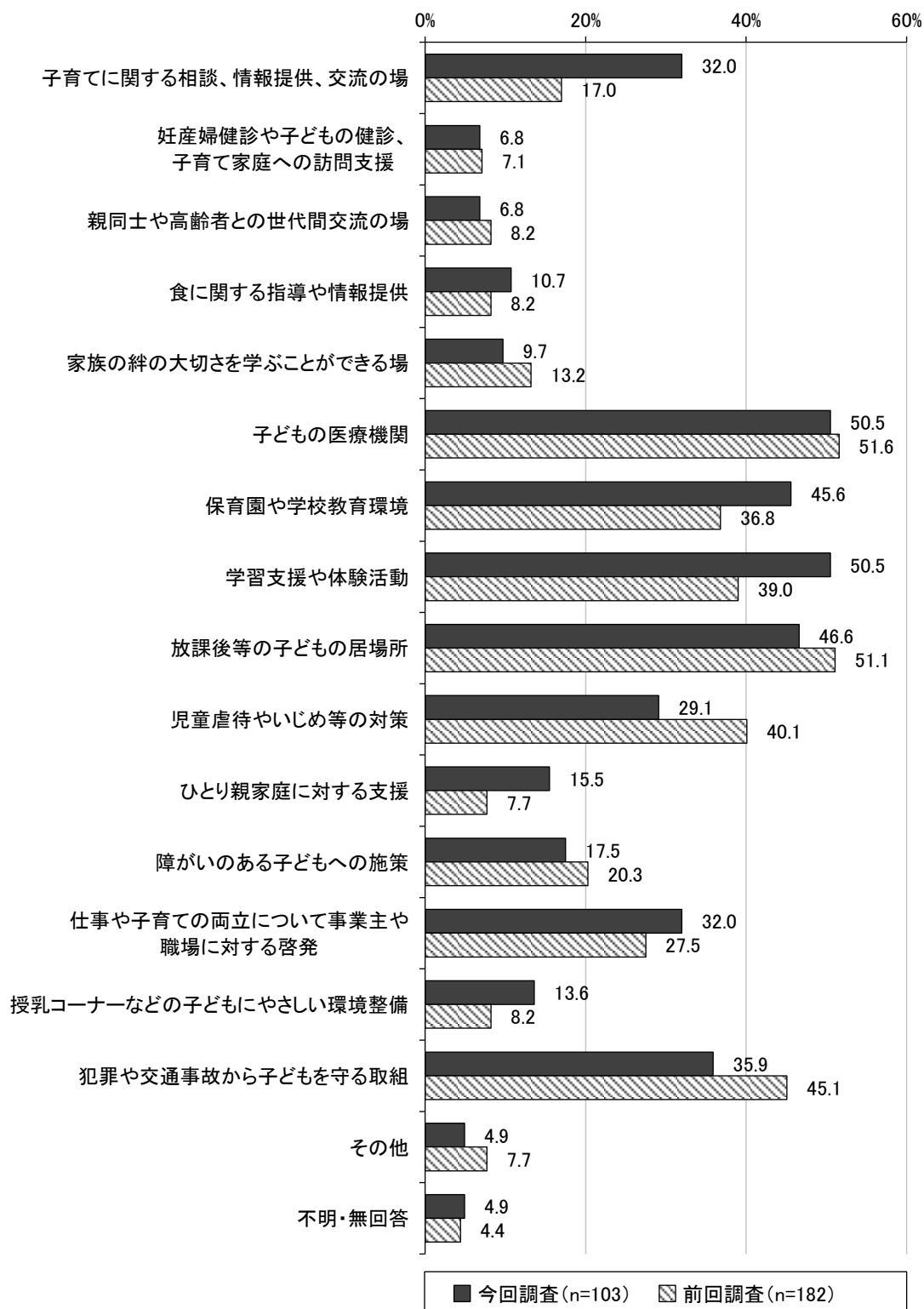
御浜町に対してどのような子育て支援の充実を希望するかについて、就学前では、「子どもの医療機関」が 55.1%と最も高く、次いで「学習支援や体験活動」が 42.0%、「放課後等の子どもの居場所」が 40.6%となっています。前回調査と比較すると、「学習支援や体験活動」が 14 ポイント高く、「保育園や学校教育環境」「放課後等の子どもの居場所」が約 7 ポイント低くなっています。

◆就学前



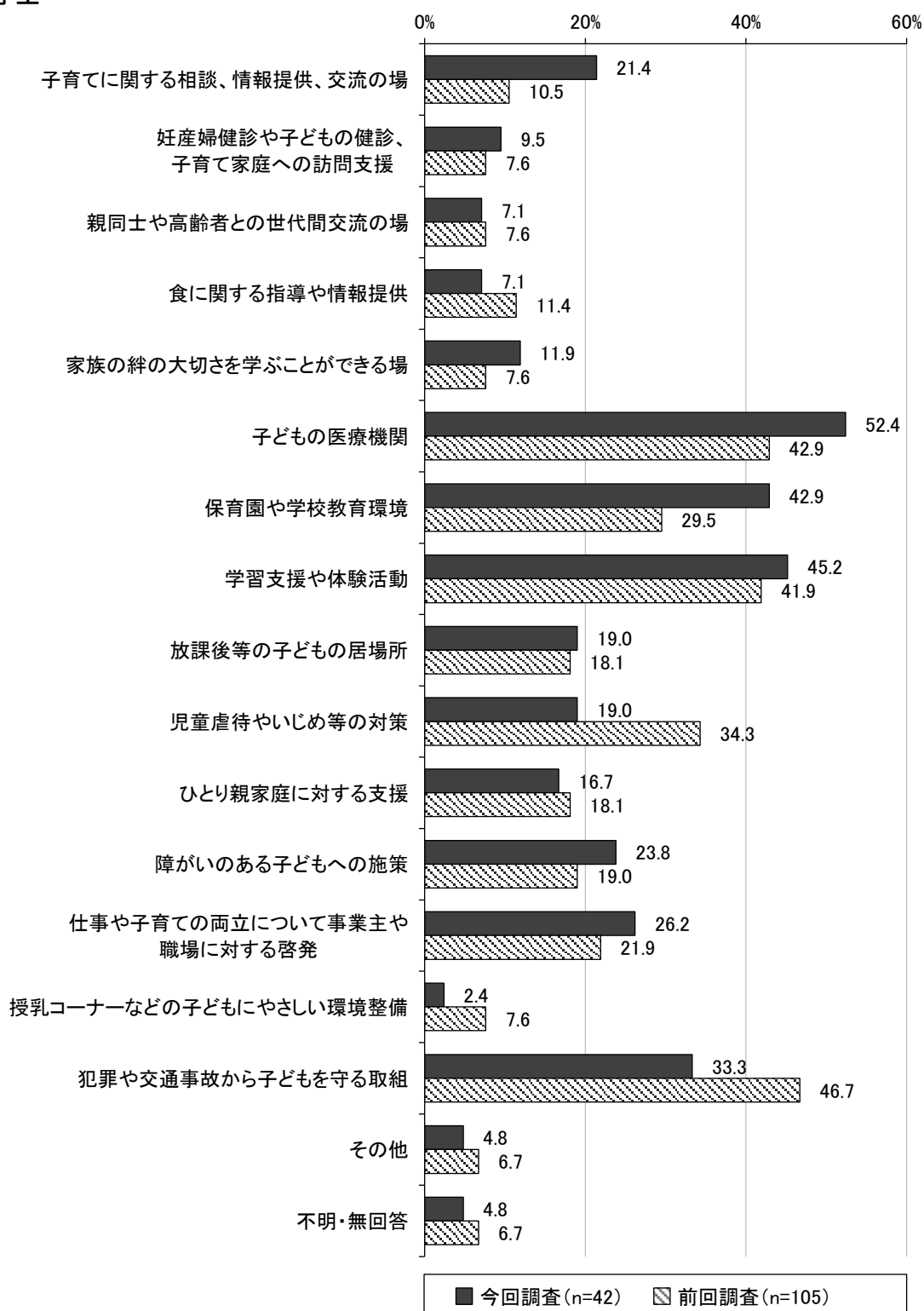
御浜町に対してどのような子育て支援の充実を希望するかについて、小学生では、「子どもの医療機関」、「学習支援や体験活動」が 50.5%と最も高く、次いで「放課後等の子どもの居場所」が 46.6%となっています。前回調査と比較すると、「子育てに関する相談、情報提供、交流の場」が 15 ポイント高く、「児童虐待やいじめ等の対策」「犯罪や交通事故から子どもを守る取組」が 10 ポイント前後低くなっています。

◆小学生



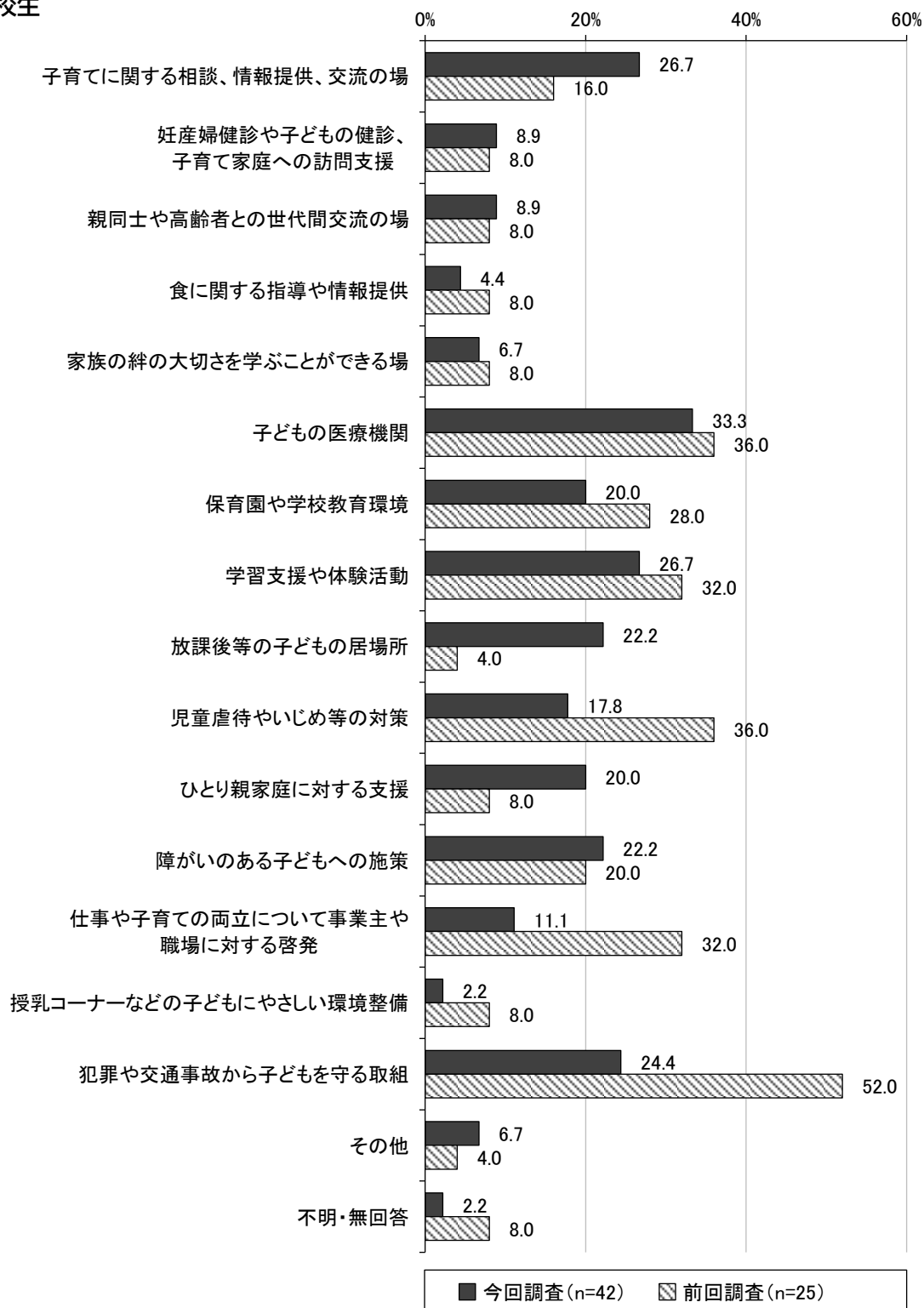
御浜町に対してどのような子育て支援の充実を希望するかについて、中学生では、「子どもの医療機関」が 52.4%と最も高く、次いで「学習支援や体験活動」が 45.2%となっています。前回調査と比較すると、「保育園や学校教育環境」が 13.4 ポイント、「子育てに関する相談、情報提供、交流の場」「子どもの医療機関」が 10 ポイント前後高く、「児童虐待やいじめ等の対策」「犯罪や交通事故から子どもを守る取組」が 10 ポイント以上低くなっています。

◆中学生



御浜町に対してどのような子育て支援の充実を希望するかについて、高校生では、「子どもの医療機関」が 33.3%と最も高く、次いで「子育てに関する相談、情報提供、交流の場」「学習支援や体験活動」が 26.7%となっています。前回調査と比較すると、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組」「仕事や子育ての両立について事業主や職場に対する啓発」が 20 ポイント以上減少、「児童虐待やいじめ等の対策」が 18.2 ポイント減少し、「放課後等の子どもの居場所」「子育てに関する相談、情報提供、交流の場」が 10 ポイント以上高くなっています。

◆高校生

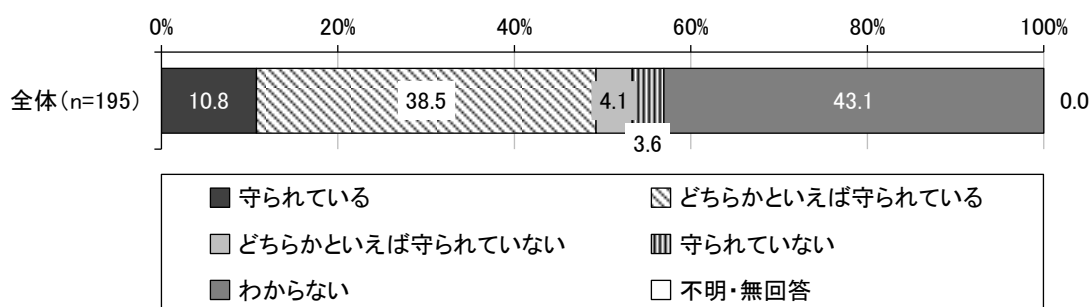


⑤ 子どもの権利等について

御浜町では、子どもの権利が十分に守られていると思うか(単数回答)

御浜町では、子どもの権利が十分に守られていると思うかについては、「わからない」が 43.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば守られている」が 38.5%、「守られている」が 10.8%となっています。

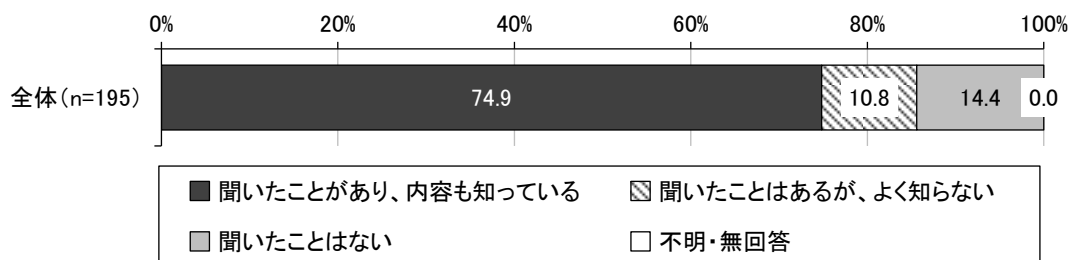
◆小学生以上



「ヤングケアラー」の認知度(単数回答)

「ヤングケアラー」の認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 74.9%と最も高く、次いで「聞いたことはない」が 14.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 10.8%となっています。

◆小学生以上

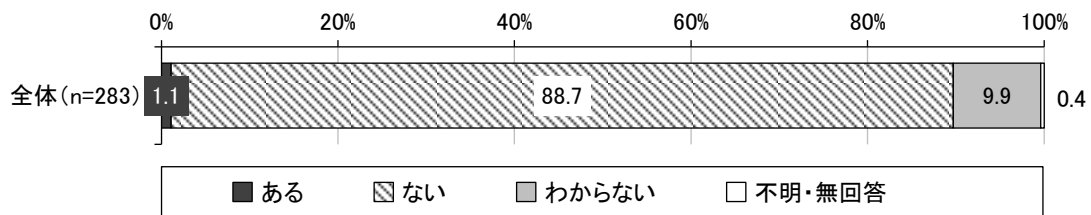


(8) 調査結果の概要(小学校5・6年、中学生)

① 日常生活の様子やふだん思っていることについて

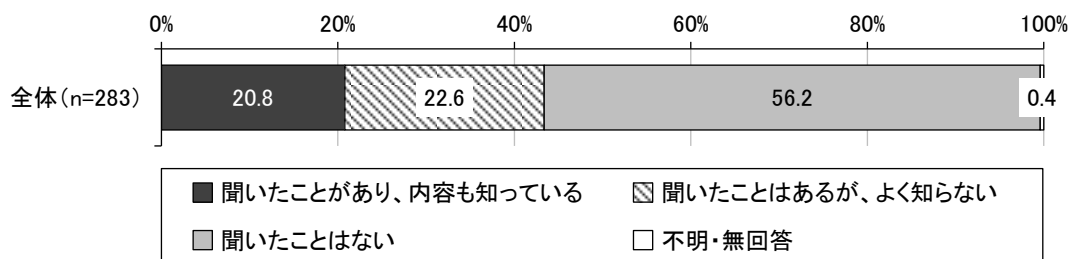
家族や親せきのお世話をすることで、学校に行けなかったり、十分にねむれなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならないことがあるか(単数回答)

家族や親せきのお世話で学校に行けなかったりした経験についてみると、「ない」が88.7%と最も高く、次いで「わからない」が9.9%、「ある」が1.1%となっています。



「ヤングケアラー」の認知度(単数回答)

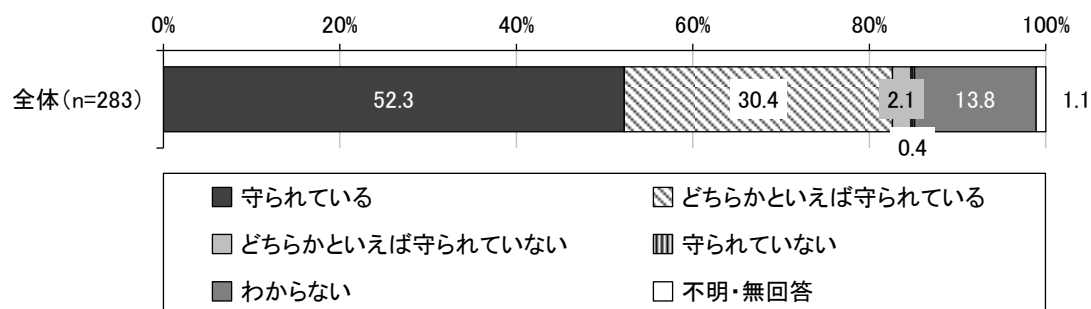
「ヤングケアラー」の認知度についてみると、「聞いたことはない」が56.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.6%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が20.8%となっています。



② 自分自身のことや将来のことについて

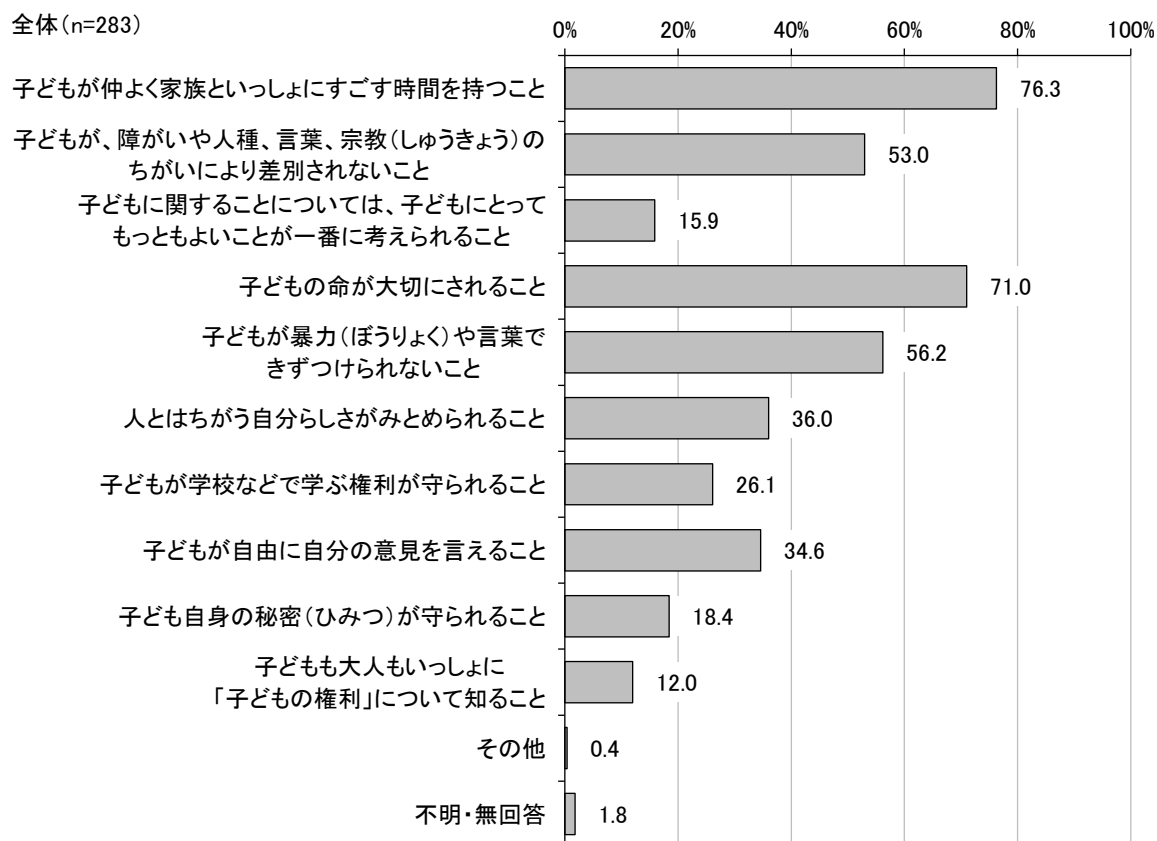
御浜町では、子どもの権利が十分に守られていると思うか(単数回答)

御浜町では、子どもの権利が十分に守られていると思うかについてみると、「守られている」が52.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば守られている」が30.4%、「わからない」が13.8%となっています。



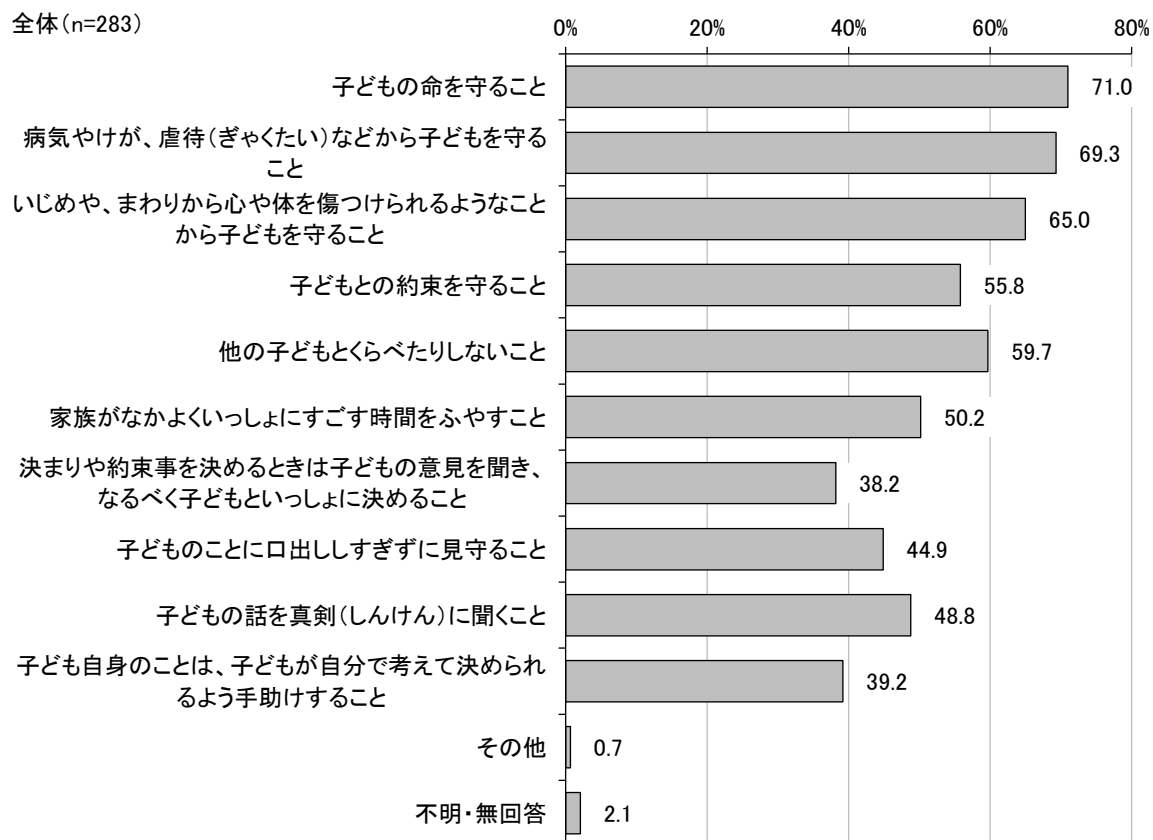
子どもの権利として、特に大切だと思うこと(複数回答)

子どもの権利として、特に大切だと思うことについてみると、「子どもが仲よく家族といっしょに過ごす時間を持つこと」が76.3%と最も高く、次いで「子どもの命が大切にされること」が71.0%、「子どもが暴力(ぼうりょく)や言葉できずつけられないこと」が56.2%となっています。



大人に心がけてほしいこと(複数回答)

大人に心がけてほしいことについてみると、「子どもの命を守ること」が 71.0%と最も高く、次いで「病気やけが、虐待(ぎゃくたい)などから子どもを守ること」が 69.3%、「いじめや、まわりから心や体を傷つけられるようなことから子どもを守ること」が 65.0%となっています。



3. 御浜町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 教育・保育の充実

少子化対策の一環として全国で令和元年 10 月から開始された年少（3歳児クラス）以降の児童の保育料無償化や共働き家庭の増加の影響もあり、0歳児を含めた低年齢の子どもの保育ニーズが高くなっています。実際に、アンケート調査結果や施設の利用状況からみても、就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用割合が約7割となるなど、子どもの保育事業の利用率の高さが見て取れます。令和8年度から実施することとなることも誰でも通園制度についても、保育未利用の 0～2 歳の半数が利用したいと回答しています。

さらに、放課後児童クラブにおいても、小学生が平日の放課後に過ごしている場所として利用割合が増加しており、体制の充実が求められます。

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

産前産後から子育て期においては、生活環境の急激な変化等により、不安や悩み、強いストレスを抱えやすい状況にあります。そのような状況が深刻化すると、産後うつやネグレクト等の虐待にもつながるリスクがあるため、早期に本人また周囲の見守りにより異変を察知し、相談や支援につながる体制の充実が求められます。

そのほかにも、子育てに関し様々な悩みや不安を抱える保護者の孤立の防止や、相談機会の充実に向けて、地域子育て支援拠点等を活用した保護者同士の交流の促進に取り組むとともに、母子保健と児童福祉を一体的に運営することも家庭センターを核として、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な相談支援に取り組むことが求められます。

また、生活の安定のためには、保護者の子育てと仕事の両立支援も重要です。アンケート調査結果をみると、父母ともに、5年前の調査時より育児休業の取得割合が増加していますが、男性の家事や子育てへの一層の参画や女性のキャリアの維持・向上のためにも、企業とも連携し、育児休業や短時間勤務等の制度の利活用の促進に取り組み、それぞれの家庭が望むワーク・ライフ・バランスの実現を後押しすることが求められます。

(3) 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

昨今の物価上昇の影響が子育て世帯にも出ています。大手保険会社が公表した子育て世帯への調査結果では9割以上が「物価高による負担を感じている」と回答しており、負担を感じる費用は、乳児のミルク代等を含む「食費」が最も多く、次いで「自宅の電気・ガス代など」となっています。

子どもを安心して生み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担軽減に向けて、引き続き経済的支援に取り組んでいくことが求められます。

また、子育て世帯の中でも、ひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、令和4年の国民生活基礎調査によると、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが求められます。

そのほかにも、「誰もが安心して暮らせる基盤づくり」のために重要なこととして、障がいのある児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒の増加に対応できる体制の充実が挙げられます。ニーズの増加・多様化に合わせて支援の充実を図ることが求められます。

(4) 地域と連携した支援の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」の中では、年齢等にかかわらずすべての子どもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。

御浜町においても、すべての子どもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、「こども基本法」に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、教育・保育施設や学校、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、子どもの幸福な生活を担保する「こどもまんなか」の地域づくりを推進することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針

御浜町では、第1期計画から、「子ども・子育て支援法」における本計画の目的等を考慮した上で、次代を担う子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本として、子ども・子育て制度による各種施策などを通じ、最適な子ども・子育て支援を推進してきました。

今後も、上記の基本理念のもと、令和5年度に施行された「こども基本法」の内容も踏まえながら、本計画の推進により、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援し、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間につながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めます。

2. 基本的な視点

(1) 子どもの視点に立った支援

令和5年度に施行された「こども基本法」では、児童の権利について定める国際条約である「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの生命や人権を守るための6つの基本理念が掲げられています。

御浜町においても、御浜町で育つすべての子どもの権利を保障し、家族や地域の人々の愛情のもとに他者とのふれあいを通じて健やかに育ち、基本的な生活習慣や社会性を身につけながら一人ひとりが自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができる「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指します。

そのため、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、教育・保育の利用を希望するすべての子どもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容と水準で提供できる体制の確保に努めます。

(2) 切れ目のない支援

身近な地域で安心して子育てができる環境を整えるため、行政と関係機関が連携し地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、すべての家庭及び子どもに対して妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。また、保護者は、子どもの成長や自分自身の子育て等について様々な悩みや不安を感じながら日々子育てに励んでいます。そのような保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行うことで不安の解消を図り、子どもを生み育てる喜びや楽しみを感じられるよう支援します。さらに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援し、親として成長する機会の充実を図ります。

(3) 地域の支え合い

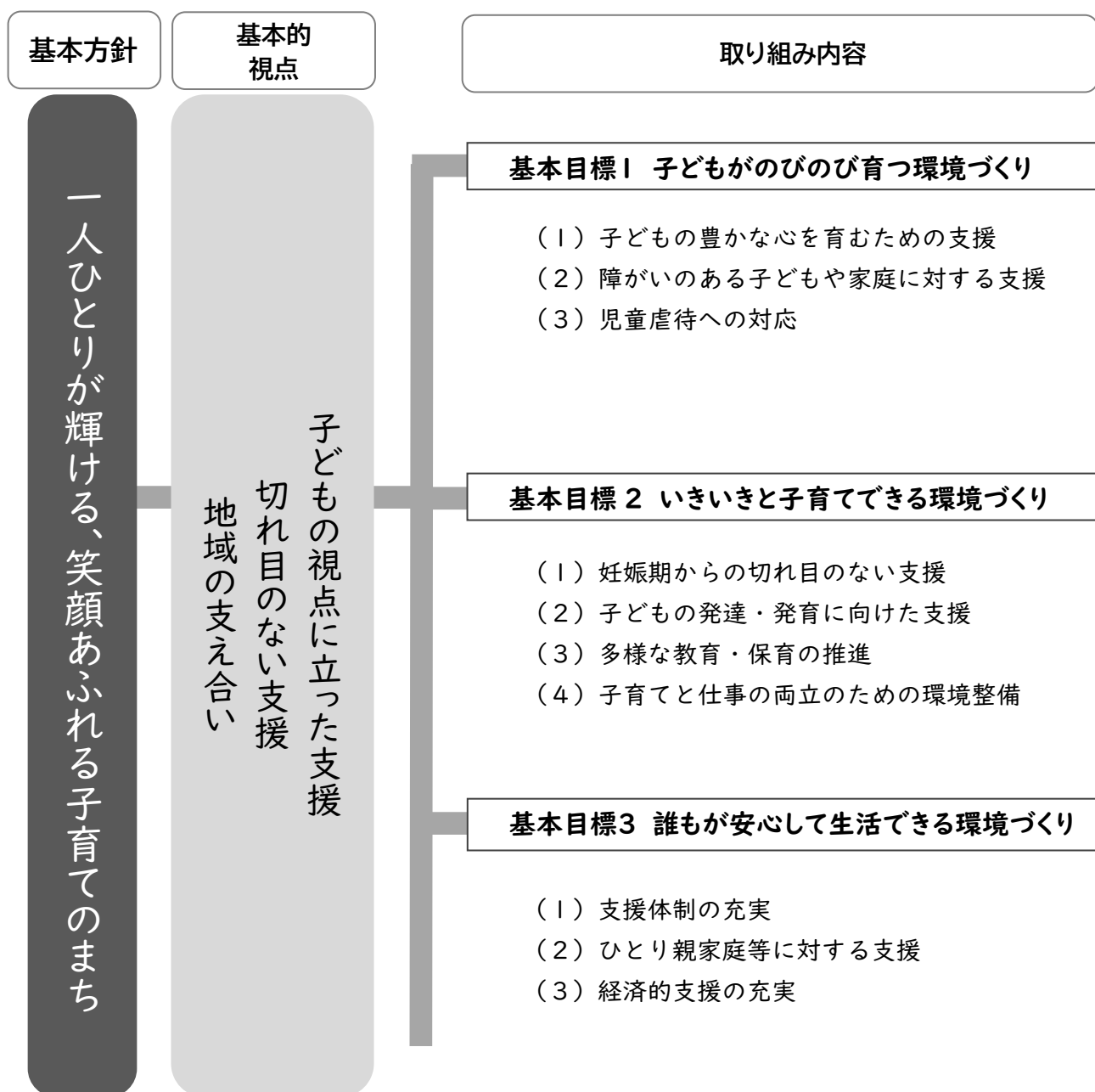
「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、行政をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、学校や園、子育て支援を行う施設、企業・事業所等の社会のあらゆる分野における機関や人々が、子ども・子育て支援の意義や重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。また、子育てや子どもとの関わりを通じて保護者はもとより地域の人々がともに成長し、子どもへのあたたかなまなざしや他者への思いやりを育むやさしいまちを築きます。

3. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があるとしています。

御浜町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

4. 施策の体系



第4章 子ども・子育て支援の施策展開

基本目標1 子どもがのびのび育つ環境づくり

現状と課題

調査結果において、日頃、子どもをみてもらえる親族や友人・知人の状況を見ると、就学前児童では、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合が前回調査と比べて低くなっています。小学生では、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる割合が減少しています。核家族化の進行等により、祖父母等の親族に頼ることができない家庭が増えている状況がみられます。子どもたちが健やかに成長していくためには、地域の協力が重要であり、地域で子育てをする意識を醸成していく必要があります。

また、孤立する子育て家庭や困難を抱える家庭に対する支援も課題です。調査結果においても、自由意見で「病児保育施設があると嬉しい」「発達障がいの子が療育を受けられる場所があればよい」「不登校児童に対する対応を希望する」などの意見がみられます。

児童虐待については全国的に増加傾向が続いています。小学校5・6年生、中学生への調査結果において、「子どもの権利が十分に守られている」と思う割合が半数を超えている一方、大人に心がけてほしいことでは、「いじめや、まわりから心や体を傷つけられるようなことから子どもを守ること」という割合が65%に達している状況があります。虐待の態様や要因は多様だと考えられることから、それぞれの家庭に応じたきめ細かな対応が求められます。

(1) 子どもの豊かな心を育むための支援

施策の方向性

- 子育て支援室を中心に、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後にスポーツ活動、サークル活動など様々な場の提供を充実させることにより、子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 町社会福祉協議会、ボランティアとの連携により、子どもたちが様々な体験活動ができる機会を提供します。

具体的な取り組み

取り組み	内容
子育て支援室での子育て支援	子育てについての相談、指導、親子が遊ぶ場、楽しく子育てをする仲間づくりの場、育児情報の提供など、様々な事業を実施し育児支援を行います。
子育て教室	乳児期、1歳から入園前までの幼児期、就学前の子どもとその保護者を対象に、年代に応じた自由遊び、課題遊びを行ったり、保護者同士の交流、育児相談の場として開催します。

取り組み	内容
親子教室	子どもの発達や生活に心配や困りごとのある子どもとその保護者を対象に、遊びを通して生活動作や流れ等が身につくよう支援しながら、育児相談を行います。
教育・保健・福祉関係者連携会議	発達の課題や家庭環境に困難を抱える子どもが、当たり前の生活のもとで社会に出られるように、教育、保健、福祉の関係機関が連携することで、地域に合った支援体制を整備します。
放課後児童健全育成事業	「みはま児童クラブ」及び「あたわ共生施設つどい学童クラブ」において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に安全・安心な居場所を提供します。
スポーツを通した子どもの育成促進	スポーツ少年団や、自主活動としてのスポーツクラブ等の支援を行いながら、子どもの健全育成促進を行います。
子どもたちの様々な体験活動の促進	「みはまっこ体験クラブ」や「梓川・御浜ふれあい交流会」において、子どもたちが様々な体験活動ができる機会を提供します。
ボランティア等の人材育成やサークル活動の促進	町社会福祉協議会において、町内の小中学校・高校を「ボランティア協力校」に指定し、福祉教育やボランティアの振興を図るとともに、ボランティアセンターを通じて様々な体験講座やボランティア活動、サークル活動等を促進します。また、地域での見守りや子育て支援活動等についても促進します。
「児童の権利に関する条約」についての周知啓発	「こども基本法」制定の背景となった「児童の権利に関する条約」について、広報活動等を通じて周知を図り、その理解を得るよう努めます。

(2) 障がいのある子どもや家庭に対する支援

施策の方向性

- 子どもの発育や発達状況の確認・把握に努めるとともに、相談しやすい環境を整備することにより、適切な支援が受けられるよう体制の充実を図ります。
- 障がい児福祉計画等における各施策の円滑な連携により総合的な取り組みを推進し、障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。
- 適切な教育・保育等を提供することができるよう、認定こども園や小中学校、医療的ケア児に対応している放課後等デイサービス等との連携を強化します。

具体的な取り組み

取り組み	内容
障がい児施策の充実等	身体面の発育不良、視聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、専門職による巡回相談などを通じて保護者の育児不安の解消に努めていきます。

取り組み	内容
認定こども園における障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児等の受け入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育士等の専門性の向上等を図ります。
小中学校における障がい児教育事業	学習障がいや情緒障がいなどの課題を抱える子どもに対し、支援学級で少人数での学習を行うことで、その子どもに合った学習の伸びを助けます。
教育・保健・福祉関係者連携会議（再掲）	発達の課題や家庭環境に困難を抱える子どもが、当たり前の生活のもとで社会に出られるように、教育、保健、福祉の関係機関が連携することで、地域に合った支援体制を整備します。
放課後等デイサービス事業	医療的ケア児、障がい児、発達に特性のある児童が放課後や長期休暇などに安心して過ごせる居場所を確保できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 児童虐待への対応

施策の方向性

- 子どもへの虐待防止に向けて、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制の構築に努めるとともに、虐待防止に向けた取り組みの周知啓発に努めます。
- 児童虐待に係る総合的な支援体制の構築を図るため、こども家庭センターを中心に、すべての子どもとその保護者に対して、切れ目のない支援を進めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
児童虐待防止についての理解と啓発	児童虐待は、保護者だけの問題ではなく、社会全体での課題としてとらえ、その背景や状況を理解し、対応等についても関係機関での研修、周知等、様々な機会を通じて啓発していきます。
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等	児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護のため、要保護児童対策地域協議会の御浜町実務者会議を定期的開催し、児童相談所、教育関係機関、警察など関係機関との連携強化に努めます。 また、支援が必要な子どもや妊産婦に対してサポートプランを作成し、母子の心身の健康の保持増進と子どもの養育に一体的・継続的な支援を行います。
社会的養護施策との連携	児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、県、児童家庭支援センター及び児童養護施設と連携して子育て支援短期支援事業や里親制度の普及など支援体制の整備に努めます。

取り組み	内容
こども家庭センターの運営	子どもの特性や家庭の状況に応じて関係機関と課題等について情報共有・相互連携を図り、適切な支援につなげる機関として、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を統合させたこども家庭センターを運営します。

基本目標2 いきいきと子育てできる環境づくり

現状と課題

近年、晩婚化の進展などの妊娠・出産に係る環境が変化しており、妊娠・出産期においてきめ細かな支援が重要となっています。

そのため、安全・安心して出産し子育てできるよう、切れ目のない支援を推進していくとともに、子育てに対する不安をなくし、自信が持てるような支援を進めていく必要があります。

また、乳幼児期における教育・保育は、子どもの健やかな成長を促す上で大切な時期です。子どもの成長に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要となっており、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の実施など、さらなる保育ニーズの高まりなども予測されます。

調査結果においても、フルタイムで就労している母親の割合は、子どもが就学前か小学生以上かを問わず、前回調査と比べて増加しており、子どもが小学生以上で約4割、子どもが就学前で約3割に達しています。就学前児童の保護者が育児休業を取得した割合は、前回調査と比べて、母親・父親ともに、10ポイント以上増加しました。一方、教育・保育事業について、現在利用している事業の割合と今後利用を希望する事業の割合を比較すると、幼稚園、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センターで「希望」が約10ポイント高くなっており、子育てを支援する事業の需要は依然として高いことが伺えます。

さらに、自由意見で保育所や保健師に対する期待が寄せられていることから、地域のニーズを踏まえた質の高い教育・保育の提供に向けた今後の在り方について、人材育成や確保も含め検討を進める必要があります。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

施策の方向性

○子育て世代包括支援センターを継承することも家庭センターを中心に妊娠期から子育て期まで含め、個々に応じた子育て支援プランを作成し、保健師や助産師等の訪問による相談支援を行い、切れ目のない支援に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
母子健康手帳交付と子育て支援プランの作成	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付する際に、保健師が個々の状況に合わせたセルフプランまたは支援プランを作成し、妊娠期から不安や心配ごと等に対して支援を行います。
妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から身近で相談に応じ必要な支援を切れ目なく行い、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。
妊産婦健康診査	妊産婦を対象に医療機関における個別健康診査を実施していきます。
妊産婦健康相談及び妊産婦訪問指導	妊産婦に対し、保健師や助産師等が相談に応じるほか、必要に応じ保健指導を行います。

取り組み	内容
産後ケア事業	出産直後の母子の心身ケアや育児のサポートを行うため、医療機関等での宿泊または日帰りでのサービスに対し、費用の一部を助成します。
妊婦健康診査通院費助成	対象となる医療機関へ通院する妊婦に対し、通院費の一部を助成します。また、医師の指示により遠方の医療機関への通院が必要となった場合も通院費の一部を助成します。
不妊治療費等助成	特定不妊治療を受けた方に対し、治療費の一部を助成や不育症の保険適応外の治療及びその検査費用に対し助成します。 また、特定不妊治療費、一般不妊治療費等の自己負担額を助成します。

(2) 子どもの発達・発達に向けた支援

施策の方向性

- 乳幼児の健康を確保するため、定期的に健康診査を実施し、本人だけでなく家族の健康状態の把握にも努め、必要に応じて支援を行います。また、乳児家庭の全戸訪問を行い、実態把握に努めます。
- 年代に応じた子育て教室を開催し、子育てに関する相談や指導、保護者同士の交流の機会となるよう、子育て相談の場づくりに努めます。
- 思春期の子どもたちへの保健対策として、相談体制の確保や健康教育、性に関する正しい知識の普及に努めます。
- 「相談者がいない」「相談場所がわからない」など孤立してしまうことのないよう、妊娠期から子育て期まで子ども家庭室を中心に切れ目のない支援としての発達相談等も含めた相談体制づくりに努めます。
- こども家庭センターを中心に、子育てをする中での様々な悩みなどについて、子ども家庭支援員や保健師等が相談・対応し、関係機関と連携してそれぞれの家庭に合ったサポートに努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
乳児家庭全戸訪問事業	新生児（乳児）の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行います。
育児用品お届け事業	3歳までの未就園の乳幼児を養育する家庭に対し、定期的に紙おむつ等の育児用品を無償で配達することにより、乳幼児の養育状況等について継続的な見守りをしていきます。
乳幼児健康診査	1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対し、医療機関における個別健康診査または集団健康診査による定期的な健康診査を実施します。

取り組み	内容
幼児健康調査	4歳児、5歳児を対象に健康チェックアンケートを実施し、発育や発達に関する状況把握に努めます。
歯科保健	10か月児には歯磨き指導、2歳児には歯科健診、1歳6か月児及び3歳児にはフッ化物塗布事業、4・5歳児にはフッ化物洗口を行うなど、子どもの歯の健康づくりを促進していきます。
実態把握訪問事業	乳児の全戸訪問に加え、2歳児・転入児・2歳以上の未就園児等に対し個別訪問を行い、現状把握に努めていきます。
子育て教室（再掲）	乳児期、1歳から入園前までの幼児期、就学前の子どもとその保護者を対象に、年代に応じた自由遊び、課題遊びを行ったり、保護者同士の交流、育児相談の場として開催します。
親子教室（再掲）	子どもの発達や生活に心配や困りごとのある子どもとその保護者を対象に、遊びを通して生活動作や流れ等が身につくよう支援しながら、育児相談を行います。
予防接種	感染症予防のため、5種混合・BCG・小児用肺炎球菌・MR・B型肝炎・ロタウイルスなど「予防接種法」に基づき、予防接種を実施します。
3歳児精密健康検査	精密検査が必要な3歳児に対し、受診券を交付します。
新生児聴覚スクリーニング検査助成	生後3か月まで、検査した費用の一部を助成します。
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・障がい者医療費の助成を行います。
二次健診	広域的な取り組みの中で、発育、発達の経過観察が必要な子どもや育児に不安を抱える保護者に対して、小児科医よりアドバイスできる体制を整備していきます。
思春期教育・思春期相談	広域的な取り組みの中で、地元の中学生、高校生に対し妊娠・性感染症・命の大切さ等の教育を実施するほか、学校の要望に応じて赤ちゃんとのふれあい体験を実施していきます。思春期の健康に関する電話相談等を実施していきます。
育児相談	身近なところで相談できる体制として、子育て支援室や認定こども園、子ども家庭室（役場内）等において、子育て・発達の相談を気軽にできるよう相談の窓口として専門職等を配置します。
発達相談	発達で気になることについて、専門的なアドバイス等が受けられる体制として、臨床心理士による発達相談が受けられる体制を整備するほか、児童相談所や児童発達支援センターとも連携しながら、子どもに合わせた専門職への相談が受けられるよう支援を行います。
こども家庭センターの運営（再掲）	子どもの特性や家庭の状況に応じて関係機関と課題等について情報共有・相互連携を図り、適切な支援につなげる機関として、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を統合させたこども家庭センターを運営します。

(3) 多様な教育・保育の推進

施策の方向性

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、サポート会員と保護者との交流の機会を増やすなどして、さらなる利用促進を図ります。
- 保育サービスの提供にあたっては、保護者の様々なニーズに対応するため、こども誰でも通園制度や病後児保育を実施するほか、病児保育の対応についても検討を進めます。
- 子育て家庭が安心して子育てすることができるように、子育て支援室を中心に地域の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子どもが放課後において、安全・安心な環境で過ごすことができるように、子どもの健全育成に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
認定こども園における地域の子育て支援事業	認定こども園の有する専門機能を活用し、家庭で子育てをされている保護者とその子どもを対象とした園庭開放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと園児の交流の促進を図ります。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育てを助けてほしい方の要望により、子育てのお手伝いができる方を紹介し、地域で子育てをサポートしています。サポーターと保護者との交流の機会を増やすなどして、さらなる利用促進を図ります。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）	子育て支援室を地域子育て支援拠点として町社会福祉協議会と協働で運営し、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを行います。
認定こども園における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする就学前児童を対象に保育を実施しています。また、幼稚園的機能として、保育を必要としない就学前児童（3歳以上）に対する教育も実施します。
認定こども園における延長保育事業	様々な就労形態に対応するため、保育短時間認定の保育時間を超える時間帯の保育を実施します。
子育て支援室における一時預かり事業	子育て支援室において、子どもの保護者の就労、疾病等やリフレッシュが必要なときに利用することができる一時預かり事業を実施します。
保育士等に対する研修の充実	保育士等の資質の向上を図るため、保育士会や県等の主催する合同研修会等の情報周知や資質向上研修の受講を推進します。
放課後児童健全育成事業（再掲）	「みはま児童クラブ」及び「あたわ共生施設つどい学童クラブ」において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に安全・安心な居場所を提供します。
こども誰でも通園制度	保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる事業を令和8年度から実施します。

取り組み	内容
病児・病後児保育	仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病気回復期にある子ども（6か月から小学校3年生まで）の保育が家庭で困難な場合、一時的に保育する病後児保育を実施します。また、同様の事情により、病気中の子どもの保育が家庭で困難な場合に一時的に保育する病児保育については、事業の実施について検討していきます。
認定こども園阿田和保育園の新築整備事業	認定こども園阿田和保育園について、現在の施設の老朽化と防災面の課題から0歳児から受け入れる認定こども園を高台に新築整備します。

（4）子育てと仕事の両立のための環境整備

施策の方向性

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。
働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

基本目標3 誰もが安心して生活できる環境づくり

現状と課題

国民生活基礎調査の統計によると、子どもの貧困率は平成30年の14.0%から令和3年の11.5%に減少しました。子どもがいるひとり親世帯の貧困率も改善傾向がみられますが、それでも令和3年で44.5%と高い状況にあり、ひとり親世帯の苦勞が伺えます。国を挙げての対策が急務となっています。

調査結果においても、就学前児童の世帯の10.1%が年間200万円以下の収入で暮らしています。また、37.7%は現在の暮らしの経済状況が「苦しい」と回答しています。

このような家庭に対して必要な支援を行うとともに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を進めることが求められています。

また、ヤングケアラーと定義される本来、大人が担うと想定されている家事や家族の介護などの世話を日常的に行っている子ども・若者は、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の育ちや教育に影響を及ぼされることがあります。

このようなことから子どもの権利が守られるよう、ヤングケアラーの早期の実態把握、個別の支援を検討する必要があります。

(1) 支援体制の充実

施策の方向性

- 貧困世帯の多くが、心身の健康や人間関係など複合的で多様な問題を抱えていることから、様々な面から生活を支援できるように町と町社会福祉協議会が共同で関係機関と連携しながら、包括的かつ重層的な支援体制を整備します。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、子どもの能力や可能性を伸ばして夢に挑戦できるよう、学力向上に向けた支援の充実を図ります。
- ヤングケアラーと思われる子どもを早期発見・実態把握し、必要に応じて支援ができるよう関係機関と連携して対応します。

具体的な取り組み

取り組み	内容
子どもの貧困対策に係る支援体制の充実	支援の必要な家庭に対して、包括的な支援を行うため、相談支援体制の充実を図ります。 また、様々な課題を抱える家庭に対して、関係機関との連携を図りながら就学や生活等に関して必要な支援を行い、安心して子育てしながら生活できるよう、保護者等に寄り添った支援を推進します。 その他、実態調査や個別訪問など子どもが貧困状態に置かれている家庭の状況把握に努め、必要な支援へと結びつけていきます。

取り組み	内容
学習・生活支援への連携	生活困窮家庭で希望する子どもに対して、学習・生活支援などを行う関係機関につなげ、進学を支援することにより卒業後の安定した就職に結びつけ、自立促進を図ります。
ヤングケアラーの啓発と支援の充実	子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないヤングケアラーの問題について、子ども当事者への啓発活動を行うとともに、福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、早期発見・把握に努めます。また、必要に応じて相談対応等の支援を実施します。

(2) ひとり親家庭等に対する支援

施策の方向性

- ひとり親家庭等の自立のため、きめ細かなサービスの展開を図り、子育てや生活、就業等の総合的な支援を進めます。
- ひとり親家庭や多子世帯等、様々な状況により支援を要する家庭に対し、総合的に支援できる環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容
ひとり親家庭等の自立支援の推進	国の方針やこれに基づき県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。
ひとり親日常生活支援事業	病気や仕事の都合または就労準備のために、一時的に生活援助が必要になったときに、支援員を派遣し、家の掃除や日用品の買い物、食事のお世話などを支援します。
放課後児童健全育成事業利用料金の減免	所得状況等に応じたひとり親世帯は放課後児童クラブの利用料金を減免します。
ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達の年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の子どもと子どもの父または母に対して、所得状況等に応じて医療費を助成します。

(3) 経済的支援の充実

施策の方向性

○生活困窮に関する相談窓口の設置や世帯状況や所得に応じた各種手当等を支給することなどにより、家庭に対する経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。

具体的な取り組み

取り組み	内容
各種手当の支給	家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長を促すため、児童手当や児童扶養手当等を支給します。
保育料の無償化	3歳児から5歳児クラスの保育料及び非課税世帯の0～2歳児クラスの保育料を無償化します。また、町独自の子育て支援事業として、非課税世帯以外の0～2歳児クラスの子どもの保育料についても無償化します。
就学に係る費用の負担軽減	小中学校に通う児童生徒の生活困窮家庭に対しては、学用品費や修学旅行などの就学援助費を支給し、経済的負担を軽減します。
医療費助成	子ども医療費・ひとり親家庭医療費・障がい者医療費を助成します。
副食費に係る費用の免除及び助成	3歳以上の園児に係る副食費について、免除及び助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減し、その子育てを支援します。

第5章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育事業等の提供区域

「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

御浜町における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、町全域を一つの区域として定めます。

2. 子ども人口の推計

子ども人口の推移と推計をみると、0～5歳では令和4年の227人から令和11年には166人と推計され、61人減少することが予測されます。

6～11歳（小学生総数）も同様に、令和4年の362人から令和11年には254人と推計され、108人減少することが予測されます。

■子ども人口の推移と推計

単位：人

	実績			推計(第3期)				
	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0歳	40	29	28	26	25	25	24	23
1歳	19	41	31	28	26	26	25	25
2歳	31	20	40	33	29	28	27	27
1・2歳 合計	50	61	71	61	55	54	52	52
3歳	42	31	22	42	33	31	29	28
4歳	52	45	33	24	44	36	32	31
5歳	43	53	47	33	24	44	37	32
3～5歳 合計	137	129	102	99	101	111	98	91
0～5歳 合計	227	219	201	186	181	190	174	166
6歳	63	44	54	49	35	26	46	39
7歳	45	63	43	54	49	35	26	46
8歳	60	44	63	43	54	49	35	26
9歳	66	60	45	65	44	56	51	36
10 歳	65	67	61	45	66	45	57	51
11 歳	63	64	65	60	45	65	44	56
低学年	168	151	160	146	138	110	107	111
高学年	194	191	171	170	155	166	152	143
小学生総数	362	342	331	316	293	276	259	254
0～2歳 合計	90	90	99	87	80	79	76	75
就学前～ 小学生	589	561	532	502	474	466	433	420

3. 教育・保育事業の提供体制の確保及び実施時期

(1) 認定区分と対象児童・提供施設

幼児教育・保育を受ける場合、国の定める客観的な基準に基づいた認定を受ける必要があります。
認定区分は、子ども自身や家庭、施設の受け入れ状況を踏まえ、次の3区分となっています。

認定区分		利用できる施設など
1号認定	3～5歳で、認定こども園などで教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳で、保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業所（小規模保育等）

保育の必要ありと認められるためには、「月48時間以上就労している」「妊娠中または出産後間もない」「保護者の疾病、傷害」など、定められた事由のいずれかに該当することが必要です。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 教育事業〈1号認定〉

単位：人

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	11	11	12	11	10
②確保の内容	11	11	12	11	10
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

② 保育事業〈2号認定〉

単位：人

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	85	87	96	84	78
②確保の内容	85	87	96	84	78
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

③ 保育事業〈3号認定、0歳〉

単位：人（利用率は％）

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	4	3	3	3	3
②確保の内容	4	3	3	3	3
過不足(②－①)	0	0	0	0	0
利用率	15.4	12.0	12.0	12.5	13.0

④ 保育事業〈3号認定、1歳〉

単位：人（利用率は％）

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	15	14	14	13	13
②確保の内容	15	14	14	13	13
過不足(②－①)	0	0	0	0	0
利用率	53.6	53.8	53.8	52.0	52.0

⑤ 保育事業〈3号認定、2歳〉

単位：人（利用率は％）

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	25	22	21	20	20
②確保の内容	25	22	21	20	20
過不足(②－①)	0	0	0	0	0
利用率	75.8	75.9	75.0	74.1	74.1

【確保方策】

1号認定については、今後も広域的な利用も視野に入れ、出生率と人口のかたよりを考慮し、ニーズに対応していきます。2号認定・3号認定については、令和6年度までの利用実績を踏まえていますが、保育を利用したいという潜在的な希望を考慮し、ニーズに合わせて検討していきます。

⑥ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる事業です。

単位：人

年度		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳 6か月児	量の見込み		1	1	1	1
	確保の内容		1	1	1	1
1歳児	量の見込み		1	1	1	1
	確保の内容		1	1	1	1
2歳児	量の見込み		0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0

【確保方策】

受け入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。また、確保方策に対応できるよう保育士の確保に努めます。

(3) 幼稚園、認定こども園、保育所

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）【1号認定】

○御浜町には現在、幼稚園はありませんが、認定こども園志原保育所及び認定こども園阿田和保育園が幼稚園的機能を備えています。

○引き続き認定こども園志原保育所と認定こども園阿田和保育園で保育・教育のニーズに対応できる体制の拡充を図ります。

② 保育施設（認定こども園、保育所）【2号認定、3号認定】

【2号認定】

○3・4・5歳児については、現在、認定こども園阿田和保育園・認定こども園志原保育所にて保育を行っています。この2か所の定員で町全体として量の見込みに対応できる利用定員を維持しつつ、必要に応じて適正化を行います。

【3号認定】

○0歳児については、現在、認定こども園志原保育所にて保育を行っています。0歳児の利用定員を9人にする事で量の見込みに対応できる体制を整えます。

○1・2歳児については、現在、認定こども園阿田和保育園・認定こども園志原保育所にて保育を行っています。この2か所の定員で町全体として量の見込みに対応できる利用定員を維持しつつ、必要に応じて適正化を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の確保内容及び実施時期

(1) 時間外保育事業(延長保育)

単位：人

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	16	15	16	15	14
②確保の内容	16	15	16	15	14
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、認定こども園阿田和保育園・認定こども園志原保育所で、月曜日から金曜日までは午後6時30分まで、土曜日は午後5時30分まで延長保育を行っています。

○一定の量の見込みに対応できる体制は確保できている状況です。

○なお、日曜日・祝日については、利用意向(毎週)が少ないため、保育は行いません。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

単位：人

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	109	97	86	86	84
1年生	32	23	17	30	25
2年生	26	23	17	12	22
3年生	16	21	19	13	10
4年生	20	14	17	16	11
5年生	8	11	8	10	9
6年生	7	5	8	5	7
②確保の内容	109	97	86	86	84
1年生	32	23	17	30	25
2年生	26	23	17	12	22
3年生	16	21	19	13	10
4年生	20	14	17	16	11
5年生	8	11	8	10	9
6年生	7	5	8	5	7
過不足②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、放課後児童健全育成事業として「みはま児童クラブ」を設置しています。その他に、NPO法人が設置する「あたわ共生施設つどい学童クラブ」があります。

○この2か所の定員で量の見込みに対応できるため、現状の体制を維持します。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○御浜町のエリアを対象とした「東紀州こどもの園」が令和6年4月に開設されたことから、量の見込みに対応できる状況です。

(4) 地域子育て支援拠点事業

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	2,066	1,900	1,876	1,805	1,781
②確保の内容	2,066	1,900	1,876	1,805	1,781
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、地域子育て支援拠点事業として、認定こども園志原保育所に隣接する子育て支援室において、子育て相談や子育て活動の場の提供などを実施しており、量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	828	828	904	828	753
②確保の内容	828	828	904	828	753
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、町外の私立幼稚園において提供されています。

○当該幼稚園の体制で量の見込みに柔軟に対応できると想定されるため、現状の体制が維持されるものとし、新たな対応は行いません。

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	90	88	92	85	81
②確保の内容	90	88	92	85	81
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、子育て支援室において一時預かり事業を実施しています。

○一定の量の見込みに対応できる体制は整っている状況であり、ファミリー・サポート・センター事業においても一時的な保育サービスが提供されていることから、新たな対応は行いません。

(6) 病児・病後児保育事業

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	3	3	3	4	5
②確保の内容	3	3	3	4	5
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○令和5年度に子育て支援室で病後児保育を定員3人で開始しました。

○利用意向からみて、病院や保育所等に併設した施設における病児保育事業を実施できる体制を整えることが求められていると言えます。

○病院や保育所等に併設した施設における病児保育事業について、広域的な取り組みや施設整備を含めた検討を行い、必要に応じて実施に向けた準備を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	13	13	12	12	11
②確保の内容	13	13	12	12	11
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、ファミリー・サポート・センター事業として、子育て支援室内に「御浜町ファミリーサポートセンター」を設置しています。

○量の見込みに対応できる体制は整っていますが、より多様化する地域の子育て支援ニーズに対応するため、サポート会員の増員等、体制の強化を図ります。

(8) 利用者支援事業

① 基本型

単位：箇所

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

② こども家庭センター型

単位：箇所

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○新たに専門研修を修了した専門職を配置することで、利用者支援事業（基本型）の提供体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。

○また、子育て世代包括支援センターを継承するこども家庭センターで、利用者支援事業（こども家庭センター型）の提供体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(9) 妊婦健診事業

単位：人回

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	560	560	546	518	504
②確保の内容	560	560	546	518	504
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○現在、主に三重県内及び新宮市内の医療機関において実施しています。

○必要に応じて、医療機関と連携し、対象者の支援に努めています。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	26	25	25	24	23
②確保の内容	26	25	25	24	23
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

- 現在、保健師等が訪問し、実施しています。
- 今後も訪問率100%を目指します。

(11) 養育支援訪問事業

単位：人回

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	19	18	18	16	16
②確保の内容	19	18	18	16	16
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

- 現在、保健師等が訪問し、実施しています。
- 紀南地域児童家庭支援協議会（要保護児童対策地域協議会）を構成する関係機関を中心に連携強化を図り、適切な支援を実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保方策】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用や副食費等を助成する事業です。
- 対象者数や実際に負担する実費徴収の額等に応じて、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

【確保方策】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- 今後、新規参入施設等があった場合には、事業の実施について総合的に検討します。

(14) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○量の見込みに対応できる体制が整っています。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者などに対して、面談などにより心身の状況や置かれている環境などの状況を把握し、母子保健と子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

単位：回

年度	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み	135	130	130	124	119
②確保の内容	135	130	130	124	119
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

○量の見込みに対応できる体制が整っています。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保方策】

○今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

(17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の子どもの状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

【確保方策】

○今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

〔確保方策〕

○今後の動向を見定めながら、ニーズに合わせて対応を検討していきます。

5. 教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく利用できる施設です。御浜町では、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園の普及に努めてきました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、子どもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の質を向上させることや地域の子育て支援の実施を踏まえ、保護者等の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な提供を推進します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料や幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

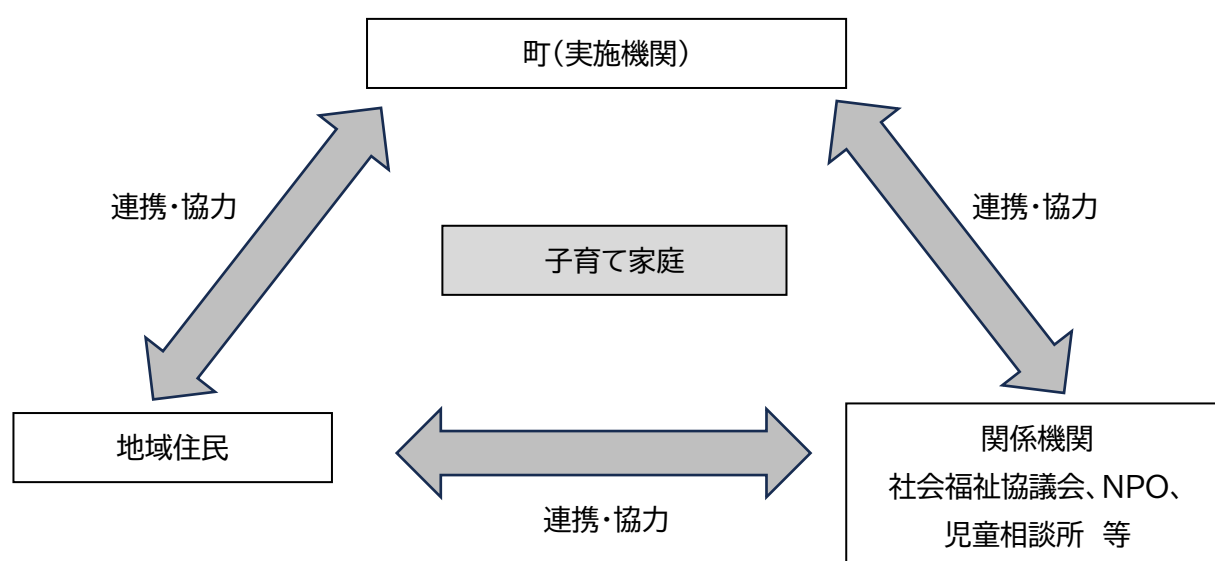
子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者に情報提供を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正に実施します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもの権利の重要性を認識して、子どもの権利保障や子ども・子育て支援を推進していくことが大切です。したがって、町民やNPO、地域団体など各関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

本計画は、御浜町の様々な関係各課の施策を対象としています。町民によりよいサービスを提供するため、これら関係各課との情報共有や密な連携により、施策の効果的な推進を図ります。



2. 計画の評価・検証

計画の推進にあたっては、計画に即して事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Act)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「御浜町子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

資料編

1. 御浜町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年7月16日要綱第31号

(設置等)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、御浜町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 子育て会議は、地域の実情に応じた効果的な「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の実施に関する検討の場としての運営委員会を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項に関し調査、審議及び検討する。

- (1) 御浜町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・特定保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 放課後子ども総合プランに関する福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価等に関すること。
- (6) その他町が実施する子ども施策及び放課後子ども総合プランに関すること。

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

附 則（平成27年12月25日要綱第39号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 御浜町子どもプラン運営委員会要綱（平成22年御浜町要綱第11号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月6日要綱第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 御浜町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	職名等	備考
町議会議員	宇城 公子	教育民生常任委員長	会長
学識経験者	宇井 真美	教育委員	
	梶家 洋子	主任児童委員	
	宮澤 佳永	保健師	
子どもの保護者	榎本 修二	阿田和小学校 PTA 会長	
	内水 大地	認定こども園志原保育所保護者会長	
子ども・子育て支援 関係団体	北地 充	青少年育成町民会議会長	
	芝 年雄	御浜町社会福祉協議会事務局長	
子ども・子育て支援 事業従事者	鈴木 幹夫	ファミリーサポートセンター サポート会員	
	植村 智子	あたわ共生施設つどい学童クラブ 支援員	
関係行政機関	岩本 修吾	小・中学校々長会代表 阿田和中学校長	
	山本 雄彦	紀州児童相談所長	

※任期 令和5年2月1日～令和8年1月31日

第3期御浜町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 御浜町役場 健康福祉課

住 所 〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

電 話 05979-3-0508

F A X 05979-2-3502

U R L <https://www.town.mihama.mie.jp/>